

第3回丹波市不正事務処理に関する第三者委員会会議録

日時 平成26年3月26日（水）

場所 兵庫県民会館

【会議開催時間】

会議開始時刻 10時01分

会議終了時刻 14時08分

【会議日程】

- 1 定足数の確認 委員5名出席により定足数を満たしているため会議を開催する。
- 2 委員長あいさつ 大内委員長あいさつ
- 3 議事

（1）調査、審議等の進め方について

第2回委員会決定事項であった消防本部の物品購入不正事務処理に関わった者に対し、回答を求めた質問書について個人情報保護すべき情報が含まれており、会議を非公開とする必要があるかどうかを委員により検証した。検証の結果、特に個人情報を保護すべき情報が含まれていないとして、本会議を公開とした。

（2）契約事務（随意契約）、検査事務について

丹波市の物品購入に関する随意契約事務手続きについて事業監理課長が説明を行い、契約手続きについて委員の質疑に対し、回答を行った。

（3）消防本部物品購入不正事務処理事案について

丹波市の物品購入に関する随意契約事務手続きと照らし合わせ、物品購入事務に関わった者の随意契約についての認識について検証し、不正事務処理に至った原因を分析した。

（4）平成22年度水道実施設計事務における不正事務処理事案について

履行検査手続きについて事業監理課長が説明を行った。事業監理課職員が履行検査を行ったにもかかわらず、なぜ設計事務が完了していないことが判明しなかったのか。年度内に完了しないことが分かっていたにもかかわらず、なぜ翌年度に業務を繰り越しすることができなかったのか委員の質疑に対し、回答を行った。

（5）次回委員会の議事内容について

平成22年度水道実施設計事務に関わった者を説明員として出席を求めることとした。

（6）次回の日程 平成26年4月16日（水）午前10時から氷上住民センター大会議室で開催することとした。

【会議録】 別冊による。

【当日会議に出席した者】

第三者委員会委員

安藤幹根

大内ますみ

上脇博之

北林泰

元吉由紀子

委員会事務局

企画総務部総務課長 安田英樹

同課文書法制係長 井尻宏幸

同課文書法制係主幹 荒木一

同課文書法制係主査 山内佐由美

説明員として出席した者

財務部事業監理課長 中野 譲

第3回丹波市不正事務処理に関する第三者委員会

日時 平成26年3月26日（水）

場所 兵庫県民会館

午前10時01分 開会

●安田総務課長 それでは、皆さんおはようございます。

第3回の第三者委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから3回目の委員会を開催をさせていただきたいと思います。

最初に、会議が始まるまでに、本日の出席者を紹介させていただきます。後ほどの議事の中でも2番目に契約事務、随意契約とか検査について第2回目のときにいろいろとご質問もいただいております、その資料もお手元には配らせていただいておりますが、詳細な説明を求めるということで、本日財務部の事業監理課の課長であります中野課長のほう出席をいただいておりますので、ご紹介だけさせていただきます。

●中野事業監理課長 事業監理課長の中野です。どうぞよろしくお願いします。お世話になります。

●安田総務課長 それでは、ただいまから次第に従いまして進めていきたいと思います。

まず、1番の定足数の確認ということで、第三者委員会の条例の7条の2項で過半数の出席が定足数になっておりますので、本日全員ご出席いただいておりますので、定足数に今達しているということで確認をいただきます。

引き続き、委員長さんのほうからご挨拶をいただきたいと思います。

●大内委員長 皆様お集まりいただきまして、今日はありがとうございます。

暖かくなりまして、あいにくの雨なんですけれども、やっと春が来たなと思っております。事務局、それから今日は中野課長お越しいただきまして、遠方からご苦労さまでございます。期限も限られておりますので、鋭意進めていきたいと思います。じゃ本日もよろしく願いいたします。

●安田総務課長 それでは引き続き、議事のほうを委員長からよろしく願いいたします。

●大内委員長 はい、じゃ早速議事に入らせていただきます。

ちょっとご説明させていただきたいんですけども、全体の委員会のときに、消防の事案につきまして、関係者に今回の随意契約につきまして、手続的なことをどのように理解し

ているのか、あるいはその流れの中で自分としてどこが適切じゃなかったかというふうな
ことについてアンケートをしようということをお決めいただいております。詳細な中身は
一応委員長に一任というふうにさせていただいております、上脇先生からもいろいろご
意見いただきまして、最終的に本日ちょっとお手元にお配りしてます質問書の形でアンケ
ートをとらせていただきました。私ごとになるんですけれども、私のパソコンがぶっ壊れ
ちゃいまして、それで1週間ぐらい全然作業が進まずに、かなりの先生のほう、事務局に
も大変ご迷惑をおかけいたしましたんですが、それでちょっとアンケートをお願いするの
が遅れたので、先週の半ば過ぎになって、荒木さんのほうにえらいせかせてしまいました
んですが、回答をいただきましたので、回答を受け取るにつきましては、いろいろ考えた
んですけれども、とりあえず委員長である私の宛てに直接いただくと、そうすると事務局
なり、そういう手を介したら書きづらいことがひょっとしたらあるのではないかという配
慮もいたしまして、私のほうに直接いただくという形にさせていただきました。それが着
きましたのが昨日なんですね。全員7名にアンケートをさせていただいたんですが、昨日
7名の回答全てそろいました。それで、これは私のほうの事務所で今日こういう形で質問
書及び回答書という形で、直前で大変申し訳ないんですけど、直前というか、もう今日に
なって大変申し訳ないんですが、お配りさせていただきました。この回答も含めまして、
今後、当然この中身にも言及していかないとどういうふうにやっていくかということにつ
いては進められないということなんですが、さてこのアンケートの中身を全て公開にして
いいのかどうか、この本会議でですね。それは多分中身をごらんいただいての話になるか
と思うんです。大変こういう場で申し訳ないのですが、今からどれぐらいでこれお目通し
いただけますかね、ざっとしたところだったら15分もあればとは思いますが、さっと
お目通しいただきまして、どういう取り扱いにするのか、ご意見聞いた上で会議の進め方
についてお諮りしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。15分経たなくて
も、終わったら終わったとおっしゃっていただければ。

●上脇委員 1点確認ですが、公開の場合でも、これまで調査のための資料は配ってない
んですよね、ですよね、資料は配ってない。ということは、仮に公開であっても、資料を
傍聴者に配るわけではないということですね、その点だけはちょっと確認。

●大内委員長 そうですね、それでよろしゅうございますね。

●上脇委員 問題は、それでも非公開にするかどうか。

●大内委員長 そう、中身について議論するときに、非常にプライベートなことがあると

か、そういうことを配慮しないといけないかどうか。

●上脇委員　そうです。

●大内委員長　ざっと読んでいただけますか。

〔アンケート内容確認〕

●大内委員長　じゃざっと読んでいただいたところで、この内容について、あるいは非常にプライベートなことで公にするのがはばかれるようなこととか、新事実が出て、刑法とかそういう刑罰に触れるようなものがあるとか、そういうことであれば配慮しないといけないんですが、いかがでございましょうか。

〔「ない」と呼ぶ者あり〕

●大内委員長　私も昨日ざっと目通させていただいたんですけど、今まで明らかになった事実以外に新たな、もちろん見方はこっちから見てるのと、こっちから見てるのとのその見方が違うのでニュアンスは違うんですけども、特に新たな事実いうふうなものはないですね。そうすると、これ公の議論の場に乘せても、特に氏名を言うわけじゃなくて、職名で全て言っていただくということにもなりますので、問題ないですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

●大内委員長　ということなので、そうしましたら、これ1部事務局、原本は私のほうでお預かりしますので、事務局のほうにこれ1部お貸しいたします。また、必要であれば複製いただいたらいいですけども。

じゃ会議の進め方としては、これまでどおり公開で進めていくということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●大内委員長　じゃ今読んでいただいたばかりのこれですので、まず、このアンケートの——ごめんなさい、このアンケートはちょっと置いときまして、先に中野課長さん来ていただいておりますので、随意契約等のご説明とか、それから皆さんのご質問とかをさせていただくというふうにいたしましょうか。何か最初にざっとしたご説明をいただけるのでしょうか。今日はどのような。

●中野事業監理課長　いや、そちらの言われるような内容で説明をしたいとは思ってるんですけども。

●大内委員長　ああそうですか、じゃ質問を中心ということでございますか。

●中野事業監理課長　はい、結構です、どのような格好でも。

●安田総務課長 今回の資料としてお手元にも配らせてもらっておりますが、資料の1から8までつけております。資料の1というのが随意契約についての説明資料として、事業監理課のほうでまとめてもらった資料でございますので、これをできればざっと、質問からでなしに、説明をしてもらうほうが、以前いろいろとご質疑いただいたことも理解していただける内容もあるかとは思いますので、そうさせていただいたらどうでしょうか。

●大内委員長 わかりました。じゃそういうことでございますので、資料1を中心にまずざっとしたご説明をお願いいたしますでしょうか。

●中野事業監理課長 事業監理課中野です。よろしくお願いします。

それでは、随意契約に関する資料のほうをご説明をさせていただきたいと思います。

今回大きく6件の資料を提示させていただいております。このうち1から3については、現在市役所内、イントラネット上で掲示板に載せているもので、職員が自由に使える内容の書式、書類でございます。それから、資料の4、5、6につきましては、市役所内職員を対象に研修会を行ったときの資料としてつけております。これ以外にも既にお手元のほうで例規集の中で、丹波市物品購入事務取扱要綱というのがございます。それにつきましては要綱の中でありますので、この中にはつけておりませんが、そういう要綱に基づいて随意契約を行っているというところでございます。

全般的に言えば、調達事務に関しましては、事業監理課で行っているのは、入札は全てそれぞれ主管課から入札の執行依頼をいただきまして、入札を行っております。随意契約につきましては、それぞれ主管課で行うということに現在のところなっております。その中で今回資料の内容を説明させていただきますが、まずこの資料の4番で、合議事項、フローチャートというのがございます。それで、今回問題となっています物品の購入の手続について、代表的なもの、物品を購入する手続についてご説明をさせていただいたらどうでしょうか。すみません、資料全体の1の4というふうに、失礼しました。合議、フローチャート、これがページ数が39ページになって、かなり後半の資料に、大きく分けた資料に近いところで。

●元吉委員 備品購入費に係るということですね。

●中野事業監理課長 そうです。備品購入費に係る合議事項フローチャートです。39ページが後ろのほうはまだ入っているんですけど、39と出ています。かなり……。

●大内委員長 一番後ろ、一番最後の。

●元吉委員 うんうん、そうですね。

●中野事業監理課長 はい、そうですね。今回消防でボンベを買っておりますが、50万円以下のものです。それで随意契約の手続を行って購入しているわけですが、まずこのフローチャートの中で、担当課が、一番上段ですね、担当課が起工伺、起案を行います。それで、単価契約があり、なしで、今回合議についてはその他契約ですので、ノーというふうに書きます。予定価格は2万円未満ですが、イエス、ノー、今回40数万円ですのでノーのほうで、財政課の管財係の合議が必要ですよというふうになっております。それから、予定価格が80万円以下かどうかの判断をここでします。80万円以上であれば入札という手続になりますが、今回80万円以下ですので、下のほうへ行って、予定価格は5万円以下ですか、5万円以上ですのでノーのほうへ行きます。これについては見積書を徴収する、担当課のほうに見積もりを徴収するという手続でございます。予定価格が5万円を超える場合は、2社以上、さらに10万円を超える場合は3社以上という理由に基づいて見積書を徴収するということです。それから、契約金額は50万円を超えるか、超えないか、これによって通常の契約書を作成するか、また簡単な請書を作成するかということになりますが、今回50万円以下でありましたが、契約書を作成しているというところでございます。それから、あとそれぞれ下に行って担当課で契約を行う、契約して発注を行うと。あと納品がありましたら検収して、備品台帳等に登録して支出命令を会計課のほうに対して行うというふうな、大きくこういう流れがございます。基本的に担当課のほうで処理をするという手続を書き示したものでございます。

それから、その次のページに、入札契約上の手引というのがございます。18年4月に作成したものですので、当時合併以後数年間については、職員を対象に契約事務の説明会を行っております。現在では行っておりませんが、18年4月に行ったときの資料でございます。この中にも8ページ、随意契約の意義とか内容について若干説明は行っております。9ページには、随意契約相手方の選定というふうな内容の説明を職員に対して行っているところでございます。

それと、資料の1の1ですね、2枚目にイントラネット上の画面をコピーしたものがつけております。それぞれ今回は物品の8万円以下というのを抜き出して資料としてつけておりますが、物品でもそれぞれ調達の方法があります。入札もあり、単価契約もありというそれぞれその手続による書類、一連の書類をこういう庁内LANの中で全職員が使えるような内容で保管しております。あと工事についても、こういう内容がございます。事業についてもあるということでご理解いただきたいと思います。

そしたら、その次のページですけれども、物品購入事務随意契約用というところがございます。全てこれ一連の書類については、エクセルシートの中でそれぞれ本棚に分けて保管しているものでございます。この1ページ目は、その書類の使い方を説明しているわけですが、その次の左側に、次のページです、見積もりに係る物品購入スケジュールということで、これも先ほどフローチャートにありますような流れに沿ってそれぞれ事務処理のやり方をこう示したものでございます。まず、起工伺、随意契約伺、指名選定と見積もり通知案内、ここで書いてるものについては、大きな随意契約のこととか書いておりますが、そういう一定の事務の流れを、流れというか、事務のやり方をこう書いております。予定価格設定、見積書開封、それから契約締結から、この中で落札業者とか書いてますが、ちょっと現在表現、落札とは言いますが、ちょっと表現違う内容も含まれておりますが、ちょっとご了承をいただきたいと思います、契約の変更、検査調書、手直し指示、手直し依頼、請求書というような流れになります。ただ、右のページにつきまして、これが起工伺の様式でございます。少額随契による起工伺、それぞれコメントを書いております。こういうコメントに従って、書類、係の書式をつくっていくという内容でございます。

それから、次のページは、そういう明細表、それからあと見積業者の選定の伺い、それからその選定の業者の一覧表、選定結果表、それから見積もり心得書、この中ではすぐに消費税改正後の100分の100とかこう書いておりますが、これは消費税改正後の書式を書き出したということでご理解いただきたいと思います。当時は100分の5という数字に、例えば8、見積もりに関する条件の8番目、落札決定、ここも落札という表現を使っておりますが、実際、ちょっと言葉の使い方が誤っておりますが、その項目の中で見積書に記載された金額に100分の8に相当する額となっておりますが、現在のところは100分の5でございます。4月以降のことというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、ちょっとページ数載ってないんでちょっとわかりにくいんですけども、業者宛ての通知書、見積もり、見積もりについてと各業者に郵便で通知をします。

それから、次のページ、ずっと見積書、これは見積書の業者側で書いていただく見積書を添付しております。

それから、物品、この見積書の中には物品に関する積算内訳書をつけて、ここは金額欄は書かない、物品名称と書く。それから、もし業者が辞退等を希望する場合は辞退届、必要事項を記載して提出してもらうというふうになります。それから、予定価格調書、随意

契約においても予定価格は設定することとしております。それから、次の伺書は、契約していかどうかを伺うことになります。それから、開札結果表と出ておりますが、ちょっと開札等という表現が適切でないかわかりませんが、ここで執行者、課長が執行者となって開札を行うという書式にする。

それから、次のページは、一般的に公表する内容の書式で、見積もり及び契約状況ということで、これはホームページ等で契約する情報をここでつけております。

それから、次のページ、物品購入契約書、契約書の書式ついております。それからその次に、また伺書というのがございます。これは変更する必要がある、こういう書式によって金額の増額、減額の伺いをしているというふうになります。あと同じように、変更契約書、1回、2回全てこれ出していますが、3回の変更契約書式がついております。

それから、順番にめくっていただいて、物件検収調書というのがちょっと後のほうで出てくるかと、様式44番、これは検査調書として、支出命令書にこの調書をつけて伝票を処理すると。支払いの根拠となる検査の調書でございます。それから次は、検査用のチェックシート。これは検査依頼、事業監理課で行う検査については、このような書式で検査依頼を事業監理課に送って、事業監理課が検査するというような内容になります。それから、手直指示書、もし何らかの不備があれば、手直指示書によって業者に手直しを命令し、完了をすれば完了ということになります。あとそれぞれ契約書の書式がついております。この中では請書というのはちょっとついておりませんが、50万円以下であれば、請書という請書で処理する場合でございます。フローチャートの1枚手前の物件仕様書、こういう仕様書を作成して見積もりをとってくださいと、標準的なひな形をここでつけております。書式としては以上のような内容でございます。

あとここについておりませんが、冒頭に申し上げましたように、例規集の中で、何がし物品購入事務取扱要綱、もしお手元ありましたら154ページに、物品に関する随契の、随契というか。

●安田総務課長　ピンク色の。

●中野事業監理課長　例規集の154ページ、155ページに、丹波市物品購入取扱要綱があります。この中で物品購入の事務の手続をここに書いておるわけですが、例えば今回、先ほどからの消防のボンベの購入でしたら、第4条の第3項で、1件の予定価格80万円未満の物品購入については、入札に代えて、次に掲げる者から見積書を徴収することができるということで、1号、2号あります。1号については10万円以上80万円未満

は3社以上、1件の予定価格が10万円、2社以上ということで、複数の業者から見積もりをとるということでございますが、例えば5万円以下でしたら、第6条の第4号、1件の予定が5万円以下の物品を購入するときは見積書の徴収を省略できるというような内容の要綱を定めております。

以上、ちょっとわかりにくい説明で申しわけなかったんですけども、資料の説明、また要綱の説明をさせていただきました。

●大内委員長 はい、ありがとうございました。

今までのご説明の中でご質問がございましたら。

●北林委員 すいません、1つ、いいですか。随契ということと一般競争入札ということで、こうきちっとフローチャートまでこうなってて、改めてきちっとしておられる部分はしておられると、こういうことを思ったんですけど、基本的に例えば主管課が違う、金額が低いから随契やると、こういうことだと思うんですけども、そうしたときに、あと細かい流れ、手続等々の中で違うところというのはこれどういうところになるんですか。いわゆる随契と一般競争入札というところのね。我々こうぱっとしたときに頭の中で、随契といたら何か裁量という言葉がほっとこう思い浮かべて、これはまさに財務規程上のことじゃなくて一般的な話なんですけども、それを財務規程上等含めて落としたときに、違いというのはどこになるんですか。あれは、もっと言うたら、いやそれは基本的にも一緒なんですよと、特に競争的に随意契約の場合と一緒なんですということなんか、違う点はどこにあるのかという点ですね、そこら辺ちょっとまず大きな点で教えていただけたらと思うんですけども。これきちっと読んだらそれで答えは出てくるかもわからないんですけど、ちょっと素朴な疑問というか。

●中野事業監理課長 基本的に地方自治法に基づいた処理をしているわけでございます。それで、自治法上、基本的には一般競争入札でその調達をなさいというのがあります。それで、指名競争入札とか随契というのは、その特例として認められているものであるんですけども、随契でも少額、一定金額以下のものが随意契約できますよと認められているものがありますし、それ以外でもいろんな要件によって金額の高いものでも随契という手続ができますよということは地方自治法でうたわれておるわけですけども、今回少額随契という格好で消防署のポンベの購入はしているわけですが、やっぱりそれは一般競争入札が本来でありますけども、やっぱり調達に時間とか経費がかかってくるわけです。一般競争入札の手続をしようと思ったら時間もかかるし、やっぱりそれなりに経費というのは、

一般競争の公告を行ったり、それからいろんな申込業者の資格の確認とか、いろんな人件費とか、いろんな費用がかかるという中で、特例として少額のものについては、もうやっぱり調達に余り費用をかけないと、そのためといいますか、それがやっぱり一番大きな、調達にやっぱり費用をかけないと、だから10万円のものを買うのに、もっとそれ以上に調達、そういう契約事務にお金をかけるというのも不合理ですので、自治法の本来の目的、自治法そのものの目的であります最少の経費で最大の効果を上げるというところから考えて、ある程度一定以下の金額については、そういう随契の手法によって契約に余り費用をかけないと、最少の経費で行おうとするようなものではないかというふうに私は考えるんですけども。

●北林委員 そうしますと、ちょっと表現あれなんですけど、節目、節目というんですか、その流れの中で、例えば何人で開札するとか、時間をどうするとか、そういうのは通常の入札も、いわゆる随契による入札も、入札というか見積もり合わせも基本的には変わらないということなんですね。

●中野事業監理課長 確かに今丹波市の方式でやってるのは、結構開札に執行者とか立会人とか、これは入札の手続をそのまま随契に持っていった部分があります。私も改めて見て、いろいろとちょっとその辺明確でない部分があります。改善の余地はあると思います。だから、余りここまではする必要はあるのかなとは思いますが、やるにこしたことはないと思いますので、確かにこれだけの事務をする必要があるのかどうかというところは今後の検討の課題のところもあるんじゃないかと思います。あくまで見積書そのままの書式を随意契約に持って行って、開札結果表なんかは持って行ってますので、ちょっとその手続的にかなり時間とか経費がかかっている面はあるんじゃないかというふうに感じるころはございます。

●北林委員 私が思ったのは、経費を云々ということはよくわかったんですけども、いやその手続的なことを含めて、省略的なことを担当の職員なんかが頭に思い浮かべながらということは余りないのかなという逆のところからのちょっとお聞きをしたかったわけなんですけどね。だから、今のご説明では、そういうのは余り考慮する必要はないですよということですね。考慮というか、余りそういう心配はないですよというか。

●中野事業監理課長 そうですね、これ随契というのはかなり担当者の裁量によってできる部分もありますので、裁量を使い過ぎるといいことはないと思うんですけども、今回消防署の事案がありまして、それぞれ担当者でも入札と随契、どこが違うんかというのが余

り理解できないところがあるんじゃないかというふうにも感じとるんです。随契と言いな
がらも、手続は入札の手続をやっているような部分もありますので、ちょっとそのあたり
が今後職員にそういう随意契約の手続に関するそういう研修会なんかが必要でないかとい
うふうには思っております。ちょっと入札と随契という違いがちょっとわかってないよう
なところもあるんじゃないかというふうに感じます。

●北林委員 この入札契約事務手引というのを監理課のほうで出されておられまして、そ
の9ページのところに、競争見積もりにより随意契約の相手方の選定ということで、これ
大体基本的には一緒なんですと、こういうことは書いてあるんですけども、ぱっと2行
で書いてあるだけで、これ自身がどれだけわかるのかなということではちょっと思ったも
んですから。

●中野事業監理課長 そうですね、2年に一回、指名願の登録申し込みの受け付けをして
いまして、登録名簿をつくっているわけですけども、これについても先ほど言いました庁
内のイントラネット上でその名簿を公表しておりまして、そこからいろんな調達しようと
する案件に応じて、条件を検索していった業者を絞っていくようなことはできるわけす
ね。そういうことで業者の見積調書の相手方を決めているというのは実情としてはござい
ます。

●上脇委員 具体的にちょっと、すみません、よくわかってないので教えていただきたい
んですが、今のお話でいくと、どちらかというと競争入札の場合は、やるまでに結構経費
をかけてやられると。実際入札に入っちゃうと、一定の手続を踏んでやって、それも随契
も入札の場合もほとんど変わらないということなんです、そこでちょっと教えておいて
いただきたいのは、このケースのような場合だったら、例えば誰と誰が実際見積もりを開
封しないといけないのかとか、そういうものはきちんと法令ないし内規ないしガイドライ
ンないし仕様書ないし、具体的にちょっと教えていただきたいんです。当然これ見積もり
の提出日がどうも開封日になっているんですかね、そういうところから具体的にちょっと
教えていただきたいんですが。というのは、今までのちょっと資料を読んでいると、一部
の方だけで開封をしたんじゃないかというふうにもちょっとあるものですから、そういう
手続が違法なのかどうか、あるいはきちんとした違法とまで言えないとしても、きちん
としたマニュアルを守っていないのかどうか、そこのちょっと確認をしたいものですから教
えていただけたらと。

●中野事業監理課長 今委員さんおっしゃるようなマニュアルについては、そんなにチェ

ックしません。

●上協委員 具体的にはね。

●中野事業監理課長 具体的には。それで、先ほどこっちと書式の中でご紹介した開札結果表という表がございます。これには執行者、立会者という記名欄がございます。例えば執行者については、開札としては執行者は担当課長以上という表現があります。やっぱり基本的にはこのような格好でしていただくのは基本とは思っているんですけども、そうでなかったら法令に違反しているかということですけども、大きくくりはちょっと違反とは言えないんじゃないかと。市としては、ルールとしては一定のルール、明文化してないですけども、こういうルールでやりましょうというのはありますけども、実際法令に違反しているかどうかというのはまた別の問題であって、手続的にはどうしても課長以上が執行者でない場合がどうかということになるかと思うんですけども。

●上協委員 わかりました。ざっと質問をちょっと変えて言うと、不正が行われないようにするために何か特に工夫をしてる、ここに注意して入札あるいは見積もりの開封をやってくださいとか、手続をこうこう進めてくださいというようなことが全体に周知徹底されているのか、場合によっては各部署で慣行に任せているのか、そこをちょっと教えていただけたらと思います。

●中野事業監理課長 先ほどの開札結果表ですけども、執行者と立会人が要ということですので、その開封の作業では複数でやるというのが基本だと思っておりますが、それを全体的に周知しているかというのは、それは説明会のときにそういうことを話ししてるかもわかりませんが、それはちょっと私としては記憶は、今の部署ではちょっと記憶がないということです。

●上協委員 そうすると、各部署のとりあえずご判断でやってるのが現状。

●中野事業監理課長 そうですね、一定ルールの中で運用というのは各部署でやっているということになります。

●北林委員 その関連で1つだけ、すみません。それはその具体の運用がない場合については、基本である財務規則であるとか、丹波市の、それからそれを1段落とした要綱であるとか、それに代えて元の基本の考え方は持っていくということではないんですか。いわゆる要するにきちきちと2人やとかなにや決めてないんだけど、そういうことの基本の考え方という大きいところは財務規則なり、それを受けたところの要綱なりに書いてあると思うんですけども、それをかみ砕いたところはないということなんですね。基本はそこに

返ったらいいいじゃないですかということではないんですか。僕がこう言うのはおかしいかもわからんけど。

●中野事業監理課長 財務規則でも、随意契約のことはそんな詳しく書いてないんですね。入札なんかは結構立会人とかこう書いてるんですけども、随意契約については余りないということです。それで、規則的にもこういう様式でしかそういうことを示してないところはございます。完全にどうしなさいという大したマニュアルはないというのが現状でございます。

●大内委員長 私この流れを見せていただいて、この流れにきちっと沿っていけば、きちっとしたことができるんだと、例えばそういう、これは非常によくできた仕組みだと思うんですけどもね。執行者は、誰が執行者でないといかんとか、そういうことはないけれども、最終的に課長の決裁欄もありますし、課長が最終責任をとりはるわけだろうけども、非常によくできてる仕組みであるとは思いますがね。このとおりにやっていけばそんなに恣意的な運用はできないはずですね。特に、起工伺の下から積み上げになっていきますので、何で今回こういうことが、これだけきちっとマニュアルが課されてるのにということですね。

●上脇委員 常識でいくと、入札に極めて近い形で随契の手続を何となく、書式を見るともう立会人は設けないといけないんだというのわかる様式になってますよね。そこが本当にあったのかどうかというのは証言者によってちょっと違いがあるんですけど、そういうのをきちんと守られていれば、ひょっとすると今回の不正は防止できた可能性もなくはないんですが、そこがどこまで周知されていたかというのはちょっと気になったものですから。

●大内委員長 ちょっとアンケートの話になりますけど、主査とか係長はこの仕組みのことは一応頭に入れた上での答えのように思うんですね。しかしそれよりも上になると非常にそのあたりは曖昧模糊にしていると。

●上脇委員 もう現場に任せている。回答もそうだし、今までの資料を読んでも、2人でやっぱり立ち会ってやらないといけないんだとか、それが明文にあるのかどうかはちょっとわからなかったものですから。

●大内委員長 これ見たらそうですね。

●上脇委員 そうなんですね。だから、そういうふうなある程度きちんとした認識を持っている人とそうでない人がいらっしゃるのかどうか。最後は決裁するところでチェックが

行くはずなんだけど、そこのところで十分行ってないのかですね。要するに何が原因で問題が起きたのかを私たちもちょっと知りたいもんですから。

●大内委員長 こういうのはいつからやってらっしゃいますの？エクセルのほうに入れていけばできちゃいますよという。

●中野事業監理課長 書式はその年に若干変更している部分はあると思うんですけども、合併当時からの……。

●大内委員長 基本的には……。

●中野事業監理課長 はい、基本的には書式としてはその状況です。

●大内委員長 大体兵庫県下の自治体はこういうマニュアルに沿ってやってらっしゃるところがほとんどなんですかね、そんな感じ。

●上脇委員 何かガイドラインとかいう表現で作ったりしているところもありますね、随契なんかは。

●中野事業監理課長 随契ガイドラインというのはまた違うものですね。高額なものをどのような理由でしたら随契できるかという……。

●大内委員長 そうですね、この土地買いたいとか、そういうときに。

●中野事業監理課長 ええ、そのガイドラインという表現しているとか。

●上脇委員 ああそういう理解ですね、ああそうです、すみません、ありがとうございます。もう一点ちょっと確認ですが、決裁する人は、素朴な質問で恐縮ですが、要するにそれについて責任を負う立場ということですね、決裁をやるということは。その方がその手続について問題があるという場合は、これはご本人が直接かかわればその人の責任は当たり前なんです、決裁者が部下にやらせていって、その責任というのはやっぱり決裁者が負うという理解でよろしいのでしょうか。そこまではまた別の話ですか。

●中野事業監理課長 決裁規程の話になりますんで。

●上脇委員 そこがわかったようでわからなくて、素朴な質問で恐縮ですが。

●中野事業監理課長 そうですね、やっぱり決裁権者というのがありますので、その責任になると思います。

●上脇委員 だから、こういう書式にしているということにもなるわけですね。最後はやっぱり決裁やる人が最終チェックをやる仕組みになっているんですか、書式上は、明文の規定はないけれども。

●中野事業監理課長 決裁規程というのがございまして、それで調達する金額に応じて決

裁者が変わるというような、それはございますけども。

●上脇委員 わかりました。すみません。

●大内委員長 ほかにいかがでしょうか。

●北林委員 よろしいですか、もう一つ。

●大内委員長 はい、どうぞ。

●北林委員 この問題というか、これはやっぱり消防という特異なところで起こったことか、あるいは全庁的なことかと、こういうこともあると思うんですけどね。課長さんのほうで、いや随契という格好でやったときに、こういうふうなことは時々あるんですよ、あるいは聞くんですよということあります？こういうというのは、こういうような問題ですね、いわゆる手続上の含めての問題というんか、あるいはいやこんなんは初めて聞きましたわと、こういうお話なんですか、こういうケースというか。

●中野事業監理課長 札の入れかえというような感じは初めて聞く話です。各課でそれぞれ随契の手続上いろいろと疑問点のところは照会を受けることはございます。例えば最低が同額で2社あればどうしたらいいんかとか、1回目全然金額が合わなかったら、2回目どうしようかというような、そういう質問は受けることあるんですけども、意図的にこういう2番目を安く持ってくる、そういうことは聞いたことがないですね。それと、本来3社程度でいい相手方で、ここ10社ほどとっているというのは特異な例ではないかというふうに私は思ってるんですけど。

●大内委員長 私も10社って多いなという気はしたんですけど。

●中野事業監理課長 ずっと過去の資料見たら、何かボンベについては過去から何か結構多いから、だからそれを踏襲した格好で今回もたくさんの業者から見積徴収したんじゃないかというふうな推測はできますけど。

●上脇委員 このケースだと、特に大きな要件つけてないですね。となると、おそらく価格で決めようということなんで、限りなく競争させて、低いところという発想がひょっとするとあったのかもしれないですが。

●中野事業監理課長 随意契約という手法については必ず安いところと契約するというものではないです。だから、品質とか、いろんな要素をトータルのいいものを、価格は高くても規格がいいとか、性能がいいというものは契約できるという内容になってございますが、今回結構厳しく条件を定めまして、それも余り品質に差がないような仕様書になってますんで、今回の場合は一番安いところと契約するのが妥当やと。

●上脇委員 だからこそ安いところにしてもらうために、1社に特定のやり直しをお願いしたということですね。

●元吉委員 ちょっと資料がいっぱいになってきたので、私が全部うまく見切れてないのかもしれませんが、今回の起工伺という一番最初の用紙はどこに入っていますでしょうか。

●安田総務課長 資料の2番目、資料の2の一番最初めくっていただいたところのところが。

●元吉委員 なるほど。ここに今さっきの随意契約に、随意契約は金額でしか分かれていないと思うんですが、随意契約のうち、今度ですね、競争による随意契約とするという要件だったり、競争にする理由は、結局この品質さえあれば、どの品目でも、どの業者でも構わないという判断基準があると思うんです。それは起工伺のどこに書かれていますでしょうか。

●安田総務課長 その次に仕様書というものがあって、表紙があって、その後、総則からずっと仕様になりますね、この2番目の仕様の中で書いてある(1)と(2)、それから(6)までですね、これがそのことを言っていると思いますので、特にここでどのメーカーでないとだめだとかいうことはございませんので、この2番目の仕様を満たしている品物であれば、どこの製品であっても構わないというふうになっている。

●元吉委員 ある程度今回の資料を拝見させていただいていると、ここから先の解釈が起工伺に文字として書かれているということは、当然全ての職員がわかっていたと思うんですが、それをどう解釈するかといったときに、これを厳格にこれさえ守ればいいととっていた人と、いやこう文字には書かれているけど、背景としてはこれが必要なんだと思っていたり、手続上は相見積もりをとっている、見積もり合わせをしながらも、スタイルであって、実際には先ほどの別途の要件を加味することも可能みたいな、結局は本来はこっちが欲しかったみたいなのは背景として含み持っている職員がいたりとか、取り扱いが随分、その解釈の取り扱いが違っていったような気がしますので、そのあたりをどう不正が起こらないようにするのが課題かなと思います。

●上脇委員 あと資料を読んでも、財務規程という表現が出てきて、やっぱりそれに基づかないといけないとか、仕様書というの何か出てくるんですが、特に財務規程で余り随契について明文の規程ないと先ほどちょっと説明されたんですが、いわゆる一応この条文とこの条文というのがあるんですかね、ちょっとその確認だけ。

●中野事業監理課長 財務規則で第88条に随意契約という節がございます。

●上脇委員 89条で、2人以上の者から見積書を徴さなければならないとか、そういうのはあるんですが、特に内部の手続的な話ではないんですよ、立ち会いをどうするという条文ではないですね、ですよ。上がっているのとちょっとそこがあるのかなとちょっと思ったもんですから。

●中野事業監理課長 120ページの第88条に、随意契約……。

●上脇委員 一般にこういう見積もりの開封ってどうされてるんですかね。これ消防の場合見ると、何かちょっとあいた机のところでやってるんですかね。多分そう遠く離れてないところで開封されてて、2人立ち会ったという方と、いやいや1人だけでやったという方がいらっしゃるのは、ひょっとするとすぐそばに座ってて見てたんだ、だから立ち会ってるんだというひょっとすると善意で解釈すればそういう形で受けとめることもできる、いやきちんとやっぱり立ち会ってはいないんだと、自分のテーブルのところにいて、その開封している場所には行ってないんだというふうに厳格に解されると、おそらく1人だけでやったんだということになると思うんですが、ほかの部署ではこういう見積もりを開封するときにはどうされるのかなと、別室でやるとか、そんなことはもう全然やらずにやるのか、いやむしろ各自の机のところでやっちゃうのか、実際にどうされてるんですかね。

●中野事業監理課長 各課の取り扱い、私の部署ではちょっと把握はできてないんですけども、別室ということはないと思います。例えば課長の机のもとで担当者が来て、その段階で封筒に入ったものをはさみで切って開封して行って、一つ一つ確認していくというような手続が一般的やないかと思うんです。

●安田総務課長 総務の場合でも何回か最近はやったんですけど、課長のところに担当者が見積書を持ってきて、机のところで開封して、予定価格がこんだけで、見積もりはこんだけでしたというそういう確認をさせてもらってます。それが大体普通やないかと思います。

●上脇委員 書式にはやっぱり立会人がいるわけですよ。一応ほぼ入札に準じてやられているとすると、そうすると一応立会人としては、やっぱり立会人の仕事をしないといけないという、そういう手続をしろということでやっていただいているはずということですかね。

●中野事業監理課長 複数で開封作業をするというのが原則で、1人でやれば不正。

●上脇委員 それを省略するというのはどうなんですか、どう理解したらいいのかな、そ

う厳格にやらなくてもいいよと、随契なんだから、そこは入札と違うんだから余り厳しくやらなくていいよという理解をしていいのか、そこがおそらく最後の最後の分かれ目になるだろうと思うんですが。

●中野事業監理課長 書式上からいえば、省略はできないと思います。丹波市では省略はできないと。複数でやるというのが原則ということだと思います。

●大内委員長 本件でも実際はともかくとして、執行者は課長で、立会者が副課長と係長、名前上げて皆さん判こを押して、見積もり結果、開札結果の報告ですよ、それに課長が判こを押してらっしゃるからね。そうしないといけないという、複数で立ち会ってあげないといけないという頭はあるわけですよ。

●上脇委員 ですね。

●大内委員長 これが1人しか書いてなければ、そういうことはわからなかったということかもしれないですけども。

●北林委員 この例規集の162ページに、丹波市競争入札事務執行要綱というのがありますね。ほんで、これは基本的には競争入札と、こういうことでこう書いてある要綱なんですけど、今回対象となっているこれも照合の場合も、この要綱は適用されるわけですよ。

●中野事業監理課長 されないです。

●北林委員 これはされないんですか。

●中野事業監理課長 そうです、はい。

●北林委員 されない。

●中野事業監理課長 はい。

●北林委員 それはどうしてなんですか。

●中野事業監理課長 入札ではないから。

●元吉委員 ではない。

●北林委員 ではないから、はあそうですか、わかりました。ただ、これを準じてということも解釈上はできないということになるわけですか。

●中野事業監理課長 ちょっと手法はやっぱり違いますんで、準じるというても、どこを準じるかというところは、常識的には準じているところはあるんですけども、これ全体がちょっと準じることは難しい。

●北林委員 わかりました、はい。

●上脇委員 要綱としては一応、名称は微妙に違いますが、取扱要綱ということで、要領か、随契の場合別にあるからそっちでということですかね。

●中野事業監理課長 そうですね、先ほどの物品の調達のことですけども、そうですね、余りやっぱり経済的に調達しようと思ったら、余りがんじがらめにするのはどうかなという意識はあって、それはないのかなというふうに思いますけども、一定の書式の中でやり方を示しているということで、一定の職員の理解というのはあるんやないかというふうには考えております。

●上脇委員 やっぱり契約業務については、やっぱり不正が行われてはいけないというのは大原則なので、それは随契であろうと一緒にだと思うので、多分ほかの取扱要領とか、そういうのがやっぱりあるというのは、そこは大なり小なり意識はされてると思うんですけどね。

●元吉委員 入札契約事務取扱手引の先ほどの9ページに、随意契約の中のですよね、これは、競争見積もりによる随意契約の、ということは通常競争入札ではないけれども、随意契約上競争に値する入札の仕方を取り入れた場合という解釈でよろしいですか。

●中野事業監理課長 随意契約の手法として、その物品が例えば1社しか取り扱いないとかいう場合であれば、その1社に限られるわけですけども、通常は少額随契については、複数の業者から見積もりにとって調達するというのが原則なんで、複数というのは基本という。

●元吉委員 じゃこれがこの案件に値すると思っていいですか、9ページの……。

●中野事業監理課長 9ページの、そうですね、そういう……。

●元吉委員 競争見積もりによる随意契約の相手方の選定というところにこの案件も値すると。

●中野事業監理課長 そうですね、はい。

●元吉委員 そのときに指名競争入札における場合と同一に考えるべきでありというのが、多分通常の入札と同等に扱うべきでありという……。

●中野事業監理課長 ここで言っている、私が思うには指名登録がある業者から選定をすることを同一に考えるということで表現しているんじゃないかという。

●元吉委員 なので、多分ここが……。

●中野事業監理課長 ああどういう解釈するか。

●元吉委員 競争見積もりにおける随意契約の取り扱いが、指名競争入札と同等に取り扱

うべきであるとするのか、同一に考えるべきであるという、要は基本的な考え方はここに根付いてますよと、ただし細かい取り扱いは多少の当然随意契約なので振れ幅があってもいいものだという解釈をするのかの相違点のもとになっているような気はするんですね。

●中野事業監理課長 これタイトルからいえば、相手方の選定というか、相手方、見積もりをとる相手方の選定というタイトルが。

●元吉委員 選定だけ、10社を選んだという選定のもとぐらいになってるということですか。

●中野事業監理課長 そうですね、その選定のもととして……。

●元吉委員 手続上のものではないということですね。

●中野事業監理課長 そうですね、名簿から選定してくださいということがここで書かれている。指名名簿から選定してくださいと。

●元吉委員 ということは、取り扱いに、随意契約における……。

●中野事業監理課長 手続のことを言ってるんじゃないしに、その中の見積もりを徴収する相手の選定については名簿から……。

●元吉委員 というだけの話。

●中野事業監理課長 はい。

●元吉委員 ということは、取り扱いについてはどこに規程があるんですか。ここにはないということですか。

●中野事業監理課長 そうですね、ここには書いてないですね。

●元吉委員 ということなんですね。

●中野事業監理課長 はい。

●元吉委員 そうなると、資料のページが違うんですが、資料4に、寺内弁護士さんですよ、とのやりとりが資料でいただいているんですけども、これは一部読ませていただいても大丈夫ですか。2ページの、資料4の、今さっきの冊子、何ですか。3月17日の提出資料いただいた資料4を見ていくと、後のほうにずっと寺内弁護士さんと職員の事業監理課長さんが法律事務所をお訪ねになってやりとりされた……。

●大内委員長 中野課長がね。

●元吉委員 中野課長さんが直接行かれてやりとりされたやりとりが載っていますけれども、ここを見ながら私は結構納得がいったのが、2ページの真ん中、まさしく弁護士さんがおっしゃるところに、ちょうど中ほどのちょっと上ぐらいなんですが、寺内さんが1、

2、3、4つ目ですかね、の1、2、3、4、5行目に、見積もり合わせという手続をとった本来の意味がなくなるよと、競争の入った随意契約ということをおぼえていたのではないかというふうに、取り扱いはやっぱり競争入札のように扱うべきというようなお言葉があつて、その下に3行ぐらい置いたとこ、「本人にしたら随意契約はお上のやることで、自由に何でもできるという間違つた理解をしたのではないか」というような記述があります。わかりますでしょうか。大丈夫ですか、そのやりとりの2ページ目ですね。ベースとして随意契約だと認識があり、随意契約だけれども、競争入札と基本的に考え方は似ている取り扱いはしなければいけないという認識はある、けれども具体的な操作になると、一部随意契約なんだから自由にしてもいいんじゃないかというような解釈で動いてしまったところが混在してしまったというのが本件の特徴かなというふうに私は見たんですけれども、皆さんはいかがでしょう。

●上脇委員 従来の消防ではある種のやつがずっと入ってきてたんですね。ところが、ちょっと前からほかの種のやつでもオーケーでやってきて、担当者は特定の種のものでなくともいいよと、もう過去にもそういうのをほかの種のやつを入れてると、だから特定のものに限定しなくてもいいよということで、あ、これはもう随契だけれども完全な競争だと。だから、とにかく価格の低いところで決めればいいと。ところが、それをある担当者が、いやそうではないと、特定のこのものでないといけなと言ひ出したがゆえに、それについて手続についても協力しないという人もいたわけで、だから結果的にはこういう問題が発覚したわけですね。そういう点でいうと、まずいことはやった人もわかつてはいたんですかね。少々は随契だからいいという理解なんですかね、そこがちょっと僕はわからなくて。

●中野事業監理課長 委員 今回随契をもしよく知ってれば、2番札でもそこと契約した可能性は高いということです。だから、入札のとおりでやらないとだめやから札を入れかえさせたと、一番安いとことどうしても契約しないといけなという頭があつたんやな、そうじゃないかなと思います。

●大内委員長 私もそう思います。だから、こうしないといけなというのがあるわけですよ。だけど、それと違うことをするからインチキじゃないけど、札を入れかえさせちゃつたんで、どうしてもやっぱりそのメーカーのがいいんだつたと、それでそんなに値の開きもないですね、200円ぐらい、どうだつたっけ、忘れちゃつた。1,000円か。

●北林委員 そうです、1,000円です。そやけど、この場合は仕様書の中で先ほど6

項目ありましたですやん。だから、そこの裁量というか、2番札でいくというのはもうそこそこでなくなったでいうことでしょう。

●上脇委員 そうですね。

●北林委員 そういうことですね。

●上脇委員 問い合わせもあって、ほかのやつでもオーケーって回答してますからね。

●元吉委員 回答者と一部の人、職員の中の多くか一部かはまさしくその解釈をしていた。けど、特定な違う一部の方は、そこは価格だけではないという解釈をしていたようです。

●上脇委員 でも、それだったらファックスを入れさす必要がないですよ。

●元吉委員 そうなんです。ということは、組織としての合意をとって仕様書をつくったときに、本当の合意をやっぱりしてなかった管理者の管理徹底力の不足というふうな問題にも見えてきます。

●大内委員長 この資料をいただくまでは、私たちとしてはきちっとしたマニュアルがないから、そういう運用はこうふらふらしてたのではなかろうかと、それでいろんな質問もしてみようということだったんですが、これを先にいただければ、またおのずと質問も違って来たかもしれませんが、やり方としたらもう確立したものがどうもあるんですね、この……。

●上脇委員 いう流れはね、フローチャート式であると……。

●大内委員長 そう、チャート式であるんです。

●上脇委員 もうそこは動かせないんです。あとは実際に立ち会いをどうするかとか、その辺のところはひょっとすると、それまでの各部署の慣行というのはあったかもしれませんが。ただ、それを崩してやられたということなんですかね。これは後で回答を読めばそこが見えてくると思うんですけど。

●大内委員長 やっぱりこれさっき皆さんおっしゃったように、これこういうことが起きたその原因というか、大きな要素は、これが欲しかったのに、違うところが一番安く言ってきたと、えらいことやと、これですよ。

●上脇委員 多分起案した方は、当時緊急出動で出ておられて、この方はさっきもちょっと言ったように、過去にほかのやつも入ってて、特に特定のものを入れなきゃいけないという認識はなかったんですね。ところが、一部の方は、いやもうとにかくあれだと、これでないとどうしてもだめなんだというのを言われて、おかしい手続になっちゃったんです

ね。

●元吉委員　そうですね。

●大内委員長　これでないとどうしてもだめなんだったら、その理由をつけて、2番を入れたらいいんだけど、やっぱりその理由がつけられなかったんじゃないですか。AというメーカーとBというメーカー、別に……。

●元吉委員　こだわりがしっかりあった。

●大内委員長　性能とか何も変わらないけど、要はここが好きやというこだわりだけなので、理屈がつけられなかったのではないですかね。

●上脇委員　技術上の問題なのかどうかね、何か刻印が合わないといけないとか、何かありましたけど……。

●大内委員長　きれいにみんなぴしっとそろえるのに、そうでないということですか。

●上脇委員　そういう単に形式上の話なのか、いやそうでないと十分な仕事ができないとか、不都合があるとかということではないとすると、最初起案した方は、いやほかのメーカーだっていいでしょうということになってますわね。

●元吉委員　どこかにそれも確実にこだわりを持ってた人がまだいてくれば、その意思をあらわしとけばよかったと、単純解なんですけれども、いろんな資料を見ていくと、困ったなという何か誰かの言葉を聞いて、それをおもんぱかってそうしたほうがいいと動いてしまったというような動き方が出ているので……。

●大内委員長　善意に解釈すると。

●上脇委員　だから、そういう発言をしたって書かれている方が一方であるんだけど、ご本人はそんなことは言ってないと言われているわけなんです。

●元吉委員　なんです。そこがさっきの合意になってなくて……。

●大内委員長　やっぱり一番こだわった人がいてるわけです。けどね、それが……。

●北林委員　僕はその言葉の「何とかならんかな」という言葉が頭にあると思うんですね。それはやっぱり規程上というか、これを選ぶというときのやつについての、この中では余りこう考えんで、あえて言えば考えんでええことじゃないかなという気するんですけどね。そら余り根拠がないということになりますから。

●元吉委員　そう思います。

●北林委員　これはもう個人的な全くあれですけどね、それはまあ別問題。

●大内委員長　それは誰の責任が重いとか、そういう話はまた後ですとして、ほかに、

せっかく来ていただいているんですから、これ今消防のことでお聞きしてますけれども、水道は関係ないんですかね、検査のほうは。まずいですね。だから、そちらもきょう来ていただいているから忘れないようにお聞きせないかんのんと違うかなと思ってましたんですが、一応午前中来ていただいているということなので、あと残り30分ですね。

●安田総務課長 いや別に、はい、結構です。

●大内委員長 そういうこともお聞きしてよろしゅうございますか。

●安田総務課長 委員長、午前中というより一緒に来てますので……。

●大内委員長 よろしゅうございますか。ああそうですか。

●上脇委員 消防について1点だけもう最後、次おそらく水道をやらないといけないうので、せっかく来ていただいているからそっちで説明を受けたほうがいいと思うんですが、1点だけ、これ消防についてこれね、随契についてのさっきの立ち会いの件とか含めて、何か改善をされたという話とか、聞いておられます。今後はこうしますとか、何か要するにこの事件が起きて以後、何かこういうふうに改善しますというような開札、開札というか、要するに見積もりの開封についてこうしますとか、何か改善の報告とかあるんですか。それはそちらには上がらない。

●中野事業監理課長 はい、そうですね、特に、はい。

●元吉委員 そちらでもやってないということですか。随意契約の取り扱いについて、今の規程がまずいとかではなく、さらに運用についての例えば研修なり、改善方法を検討したとかということはあるですか。

●中野事業監理課長 それで、他市等の状況を調べてみたんです。ネット上で、随意契約の事務の取り扱いについて規定をしているかどうか、確かに規定している自治体もありましたので、市としてそういうのを今後細かくマニュアル、明文化するようなことの必要かどうかの検討はしてたんですけども、それもそういう市において入札契約制度検討委員会、そういう課長とか部長、技監とかで委員を構成している分がありますんで、またそこで一回検討して、市としてそういうのが必要かどうか、検討していこうとは考えてましたけど、実質の動きにはなっておりません。それと、あと来年度の職員研修の一つとして、そういう随意契約のそういう方式についての外部から講師の先生招いてちょっと研修会をしたいなというふうには個人的にはちょっと思ってたんですけど、まだ具体化したものではございません。

●元吉委員 今先ほどいただいた規程とかはどのように決定をしていらっしゃるのか、少

し教えていただけますか。いつのタイミングでこのような取り扱いでの再度確認する機会というのは。全員を対象に合併時に全員説明を行ったと先ほどおっしゃったんですけれども、合併時ももう大分たっていると思いますので、その後定期的にされているのは誰を対象にどんなタイミングで、ここに載っている資料一連のものはどのクラスの方がどれぐらい把握をしていらっしゃるものでしょうか。

●中野事業監理課長 合併以後、私もちょっと合併のときにはこの部署にいなかったんで、聞いた話でございすけども、数年間はそういう研修職員を対象に研修したということでございすが、全ての職員ということは、やっぱり日にちを決めて2回に分けてやっていると思うんですけども、参加できる方、職員を対象にしたという格好で、全ての職員に対して徹底できたかどうかというのはちょっとできてないと思います。それとあと、その後ですけども、年度当初に庶務担当者会議というのが財政課、職員課というふうに、庶務担当、それぞれ課の庶務担当に対しての説明会がございす。その中で、先ほど言ったように、フローチャート、これなんかはその資料に毎回つけて、流れの説明は、財政課のほうから大体は説明はしているということを聞いておりますが、その程度でございす。

●大内委員長 随意契約でこの消防の案件のように、10社からもういわゆる競争見積り的なものをもって、開札して、きちっとこのルールに乗せるというのは、むしろ異例と言ったら、私も全部知るわけじゃないんですけども、ああここまでやってらっしゃるんだなと、逆に感心したというか、なんですけどね。普通、金額、もっと安いものであれば、随意契約というたら、要するに1社だけじゃなくて、何社か見積りをもって、比較検討しなさいよということだから、3社なら3社にとって、しかも大体いつごろまでに下さいね程度でね、来たのを順次見て、それでここにしましょうということで、決裁する人にその見積書をつけて決裁を仰ぐというのが多いんじゃないかなと思うんですが、こういう形でやってることは多いんですかね、10社でなくても。

●中野事業監理課長 私も10社というのは初めて……。

●大内委員長 まあまあ5社でもいいけど、ほないついつまでに届けてくださいと、こう開札するみたいなことをやってるんですかね、ほかの部署。

●中野事業監理課長 ほかの自治体ですか。

●大内委員長 いやいや、丹波市のほかの部署。

●中野事業監理課長 部署では基本的にはやっぱり郵送で。

●大内委員長 やっぱりこれですか。

- 中野事業監理課長 封書でもらって……。
- 元吉委員 封書でもらうんですか。
- 中野事業監理課長 が基本ではあります。
- 大内委員長 まあまあそれはそれのほうがよろしいですけどね。
- 中野事業監理課長 そこまで厳格にする必要があるかどうかというのはありますけども、丹波市では……。
- 大内委員長 ファックスでもらったりしているところが結構多いってね、よそはね。ああ封書でもらって、一斉にあける。
- 中野事業監理課長 そう。
- 大内委員長 そうすると、恣意的なことは入りにくい、システムとしてはいいんだけど、でもこういう確信犯的なことをやられたらだめです。
- 上脇委員 多分価格以外で、特に条件のつけないやつだったら、もう限りなく競争なんだからという発想がひょっとするとあるかもしれませんが、条件をつけた場合までそうなのかですね。そこはちょっと気にはなりますね。
- 大内委員長 大体そうなんですか、じゃ10万円か、7、8万円の文房具じゃないけど、そういうものを買う場合でもそんな感じですかね。
- 上脇委員 金額が必ずしもそうじゃない規程ありまして……。
- 大内委員長 うん、でも2社はとらないかんでしょう。
- 中野事業監理課長 5万円以下とかはもう説明省略というような規程がございますんで。
- 大内委員長 それはもう省略ね、だけど10万円だったらとらないけないですね、それもやっぱり同じような形でやっていらっしゃるのかな。
- 上脇委員 金額で決まる。
- 安田総務課長 今委員長のおっしゃった封書でほかのところもやってるのかどうかというところですが、この資料の2番目の市長が業者に見積もりを依頼した通知書の後ろ側、先ほど事業監理課長の話にもあったんですが、見積もり心得書というのがあります。
- 大内委員長 はいはい、裏にこれついてある、はい。
- 安田総務課長 はい、ちょっとページがないので。
- 大内委員長 わかりました、わかりました。
- 安田総務課長 見積もりに関する条件というのが9項目ありまして、その6番目に見積

もりは見積書を見積もりする事項ごとにつくって、封書にしと、書留によって提出することが認められた場合のほかは直接出してくださいよと。郵便によるときには、封書に見積書と書いて、件名とか宛名を書いてくださいよという、そういう決まりで出してもらうのが前提になってますので、こういう形でどこもしていくということですけども。

●元吉委員 競争入札じゃなく、随意契約の場合もですか。

●安田総務課長 そうですね、はい。

●大内委員長 ほかの自治体なんかで見積もり合わせで不正が行われる場合というのは、実際は1社にしか頼んでないのに、そこに他社の見積もりまで依頼してやるというのは結構多いんですよね。でも、こういう形でやっておられたら、そういうことはあり得ないでしょうし、システムとしては非常にかたいというかな。

●上脇委員 不正が起こりづらい……。

●大内委員長 起こりにくいシステムやなというふうには思うんですけどもね。ここの委員会はほかにもないかということまで検討をするように諮問されてるんですけども、こういうのを機会に一応ある程度全契約の見直しのことはされたんですか。

●中野事業監理課長 事業監理課が指示してしたことはないんですけども。

●大内委員長 監査のとき、よくその見積もりの何かインチキなんが挟まっとったとかいうてばれちゃう場合もあるみたいなんですけども。

●上脇委員 そういう権限があるところに質問状を出すしかない。

●大内委員長 まあそうですね。いやいやすみませんでした。

消防に関してほかにお聞きしとかないかんとこありますか。特に、システムの説明とか。

●北林委員 先ほどあれとはちょっと関係ないんですが、消防関係で言ってもよろしいですか。

●大内委員長 はい。

●北林委員 この資料5の中に、この3月17日提出の、資料5の中に、職員課からの提出資料なんですけども、処分等に係る資料ということでずっところあるんですけども、この中に1日付でこれに関連する方が所属替えというふうになってますよね、なってますよね。これは公式的、公式的というか、これはどういように一般的には話になってるわけなんですか。いや、もうちょっとわかりやすく言いますと、この1日付でかわられます。それはどうしてなんですか。

●安田総務課長 結局こういう不祥事が発生したということから、部署の異動を行ったということが、こういう25年4月1日付で、あ、こっち。

●中野事業監理課長 一番上段の。

●北林委員 はいはい。

●安田総務課長 あ、消防のほうですか。

●北林委員 はい、消防のほう。

●安田総務課長 消防についても、直接のかかわった者についての異動を行ったということなんです。

●北林委員 公益通報があったということに対する答えということではないんですか。

●安田総務課長 公益通報の答えという部分ではない。

●北林委員 でもないんですか。

●上脇委員 言い替えると、実質処分に相当する人事異動なのか、単にそれとは無関係の人事異動なのかなんです。

●安田総務課長 この次のページにも、事件発覚後の対策として、消防については、パワハラの問題もありましたんで、そういうことの中心の人物という位置づけで、その副課長に対して市長部局に異動させたという、そういうことで今職員課のほうから聞いてるんですが。

●上脇委員 ただ、パワハラ関係は、この方以外も問題になってますよね。それは人事異動ということには今のところはなっていないということですね。

●安田総務課長 そうですね、そのあたりについての今後の対応については、今消防長が消防署内のそういうパワハラを含めた職員に対して事情聴取を行ったと聞いてます。その結果をつい最近職員課のほうが入手をして、それを受けてもう一度副市長なり企画総務部長が事情を聞いたりしながら、詳しく今後調査をしていくということになっておりますので、その結果を受けてまた異動等あるかもしれません。

●上脇委員 これで終わったということではない。

●安田総務課長 そうです、はい。

●上脇委員 それは文書に残るんですかね、事情聴取したというのは。

●安田総務課長 はい、残ります。

●上脇委員 それはこの委員会への提出というのは可能なんですか。

●安田総務課長 それは可能です。

●上脇委員 可能だったら出していただいて、使えるかどうかは別にして。

●大内委員長 いつごろの時点で出るのかということもありますね。

●元吉委員 そうですね。あと、今のところの事件発覚後の対策の、人事の後のページにあるところですけど、消防事案については、その他の対応は現在行っていないが、今後は不正事務処理とパワハラ等を含んだ職場風土改善に取り組む予定であるというのは、どんな予定があるかというのはありますでしょうか。

●安田総務課長 これも職員課の課長に聞いているのは、先ほど言いましたように、パワハラの関係について、所属職員が面談を行った結果を今消防長から入手をしておりますので、その面談の記録によって、パワハラ事案を訴えた職員に事実確認を行っていきたいということを3月19日の日に副市長と企画総務部長が対応協議しているということです。そういったことを今後していくというのが今後の動きになります。

●元吉委員 それに取り組む予定であると書いていらっしゃるわけですね。

●安田総務課長 はい、そうですね。

●元吉委員 取り組む予定って普通見ると、取り組むことを既に、風土が何で、改善はこれで取り組むという計画を立てることを予定とちょっと読み取ったんですけど、上は検討するで、下は予定と書かれているので、より確かなものかなと思って質問をさせていただいたんです。ただ、今のお答えだと、どちらかというと、これから問題とかを検討するという、そのように理解したらよろしいですか。

●安田総務課長 直接その辺の事実を確認をするということについては行うというふうに聞いておりますんで、するか、しないかを検討ということではなしに、行うということだと思いますが。

●上脇委員 そのために事情聴取されているというふうな理解でいいですかね、既にやっている。消防長がその事情聴取をしてるということね、主体は消防長ということですか。

●安田総務課長 はい、消防長が職員に行っています。

●上脇委員 消防長に対してはないんですか。

●安田総務課長 必要であればまた後の関係職員のとくにされる場合もあるかもしれません。

●大内委員長 話がちょっと飛んじやって申し訳ありません。私がお聞きしたのに忘れてるのかもしれないですが、この消防署で見積もりを出し直した業者との契約は結局どうなったんですか。契約、まあまあしたから取り消せないというふうなことで言われたような

んだけど。

●中野事業監理課長 最終的な結果でよろしいですか。

●大内委員長 はい。

●中野事業監理課長 その業者とは契約解除しまして、本来の契約すべき業者と契約して、もう既に物品は納入された、を完了したということです。

●大内委員長 それが一番大切なことですね。それをお聞きしてなかったかなと思って。聞いてました？

●上脇委員 いや。

●元吉委員 いや、聞いてなかったような気がしますね。

●大内委員長 はい、じゃよろしゅうございました。

●元吉委員 そのことの処理はされてるんですが、そこに至った認識は共有されていますか？

●大内委員長 これ辞退してもらったんですか、解除したんですか。

●中野事業監理課長 市が解除したと。

●大内委員長 辞退じゃなくてね。きちっとやられたわけやね、その点はね。

●上脇委員 弁護士さんにも相談に行かれてます。

●元吉委員 そうですね。

●大内委員長 当然そうすべきであるけど、その話聞いてなかったな。そしたら、ちょっと休憩・

●元吉委員 休憩しましょうか。

●大内委員長 水道の検査のことで、私たち、え、何でこんな検査がどうのなんて思ってたんですが、ちょっとでも資料をいただいたら、かなりいい性能じゃないけど成果物を出したような気配があるので、その……。

●安田総務課長 どうされますか。もうお昼前にはなるんですが、昼からにされるか、引き続きするか。

●大内委員長 いえ、ちょっと検査の仕組みぐらいはお話聞きましょう。

●上脇委員 可能な範囲でちょっと聞いといたほうが、せっかく来ていただいた。

●大内委員長 どういう形の質問でしたらいいか。

●上脇委員 メインは検査のところですかね、どうなんですかね、どう理解して、僕は実は別なところもあるんじゃないかとは思っているんですが、最低限ちょっと検査のところ

は……。

●大内委員長 内部のほうでかかわっておられる部分ですね。検査をして、それから出金をするんだから、当然その前提の検査があるわけですよね、出金の前の。ちょっとこの事案に即してでもよろしゅうございますので、水道部のほうの契約が……。

●北林委員 フロー図ですね。

●大内委員長 そうですね。これはちょっと見ていただいて、こういう案件の場合、まずどのような形で、誰がどのような形でどんなものを検査するのかということを聞かせてください。そんな抽象的なことではあきませんか。

●安藤委員 設計図なんですよ。

●中野事業監理課長 設計業務。

●大内委員長 どっちのほうだ、新たな事案のほう、新たな事案でね。

●中野事業監理課長 新たなほう、平成22年度の……。

●大内委員長 そう、後からわかった事案のほうですね。これは検査が通っているようなので。

●中野事業監理課長 はい。

●大内委員長 どういう仕組みで検査をして、なぜ通ったのかというか。

●中野事業監理課長 そしたら、お答えさせていただきます。ちょっとさっき例規集の中で、156ページに検査職員に関する要綱がございます。それと、158ページから履行検査要綱もございます。まず、156ページをお開きいただきたいと思います。契約履行の監督職員調査書及び検査職員に関する要綱ということで、検査につきましては、第4条で検査職員の定義をしております。これはこの前にもそういう不正事務処理があったわけですが、昨年の11月8日に改正したものでございますので、当時の要綱とは若干異なりますが、第4条に、検査職員はどういう職員になるかということを書いております。基本的には外部の事業監理課の職員が行うのが基本ですが、この改正後には、指定検査員、事業監理課以外の職員が行うもの、あとこれは主管課検査職員等前からありましたが、主管課の課長又は課長が命ずる職員、これが行う検査がございます。それで、その次158ページに丹波市履行検査要綱がありまして、第6条に検査の手続という条文がございます。第6条の第4項に、159ページになりますけども、第6条第4項に、主管課長は契約金額が50万円を超える業務及び契約金額80万円を超える物件が完了届の上、検査依頼書に完成届を添えて2日以内に事業監理課長に提出しなければならな

いというものがございます。今回22年度に行った、これは設計業務であります、業務ですんで、50万円を超える業務となります。それで、この規定によりまして、事業監理課に検査依頼書をいただきまして、それで事業監理課長が検査員を任命して検査を行うという手続になります。それで、今回この案件につきましては、事業監理課の職員が実際水道部のほうへ出かけていきまして、検査を行っております。その中で最終的には合格という判断をして、検査調書を作成したということになりますが、実質その当時の3月末には4.7という出来高の数字がございますが、昨年そういう事件が発覚しまして、当時の、今は部署はかわっておりますが、当時の検査した職員に尋ねましたら、当然成果品としてはあったと、古い話ですんで、記憶としては余りないわけですが、一定の成果品があったという中で、その後の確認して合格の判断したというような話は聞いております。

●大内委員長 成果品というのは、設計図のようなもの。

●中野事業監理課長 すみません。ええ、成果物というのは、今回成果物としては設計書ですね、図面とか、あと内訳書というのは積算した書類、それとかその打ち合わせ記録とかいうようなものがその業務の、今回設計業務の成果品となるわけですが、そういうものが一定の書類があったという中で……。

●北林委員 それは4.8%の書類を検査された、違うでしょう。

●中野事業監理課長 はい、そうです。それはあくまで担当部署によって積算したら、全体の4.8しかなかったという話が後について出て、後で判断しているわけですが、その当時は当然設計業務100%の出来高を確認したという話でございます。それは一定の書類があって、それで当然検査した中で判断したということでございますが、かなり年度末の検査はかなり事業監理課室でもものすごく検査件数が増えるんで、1件当たりの検査時間が、通常時期と比べてちょっと割と短めといいますか、なる可能性があります。その中でどういうふうな判断ができたかというものはあるわけですが、一定の書類がある中で判断したというふうに聞いております。

●大内委員長 そのときにあった一定の書類というのはもちろんなくなっちゃってるわけですね。

●中野事業監理課長 いや、それは後の……。

●大内委員長 あるんですか。

●中野事業監理課長 この担当した業者の話でしたら、それは残っているということ、こう出ていましたね。

●大内委員長 仮の成果物ね。

●中野事業監理課長 そうですね、仮の成果。だから、その担当者はあくまでその出来高がない、検査出かけていって、そういう成果物がないのであれば、その検査やって当然課長に相談しますという話を後で聞かせていただいておりますけども、この当時も一定の成果物があってそう判断したというふうに考えている。

●北林委員 そこちょっとわからないんですけど、成果物というのは4.8%しかなかったわけでしょう。いや、だからそのギャップというか、それがちょっとわからない。いや、仮に仮のもんであっても100%のもん出されたら、それはそれで生きてくるというか、それはそれでいいということにならないわけなんですか。何が違うかということもわからないし。

●中野事業監理課長 今回設計業務というのは、水道の管路の設計ということで、管ですね、水道管を埋めるその設計業務が主たる業務でして、それは丹波市の市島地域において、その工事を行うための設計書を作成する業務です。管路の設計というのは、あくまで地形図に道路上に線1本で、今簡単に言えば線をずっと書いていったら、それは設計書として、図面としては完成します。それに基づいたあと積算、管路布設に対してどういうふうな費用がかかっていくか、工事費の積算したもの、それが成果物としてあるわけですけども、ある一定の処理が出てたということで、図面も地形図に落としているわけなんです。地形図がある程度その場所であれば、もう図面としては簡単なものなんです。あとそれを数量を拾い出して積算するわけですけども、それも別な書類がついてても、このものがイコールというのはかなり綿密に書類を確認しないとわからない可能性が高いです、この管路については。普通建築物であれば、その場所で建築物それぞれ建物変わります。これは地下の埋設ですんで、管の埋設ですんで、表面上最終的に工事は何も目に見えない、中に埋まってくるもんで、図面としても簡単なものなんです。そういう地図にずっとこう管の、管というと1本線のような格好で、実際現物見てもらったほうがわかりやすいと思うんですけども、そういう図面なんです。だから、ほかのものの図面を流用しとってわからないんです。あとそれと、断面図、管をどういうふうに道路に入れるか、断面の絵があったり、それで図面としてはある程度完成形なんです。積算書も、ほかの地域のそういう内訳書というのは、積算書がついてても、それがイコールかどうかというのはかなり綿密に十分時間をかけて照合しないとわからない部分があります。だから、ある程度、割とごまかしやすい設計業務やったのかもわかりませんが、ちょっとうまく説明はできま

せんけども、実質ちょっとそういう図面とか、そういうものを見てもらったほうがわかりやすいと思うんですけども。

●北林委員　ほんなら、検査の中のやっぱり水道の今のおっしゃった管路の部分とか、そういう部分が特にわかりにくいという理解でいいんですかね。例えばほかのもんでも同じような格好で、ちょっとごまかして他のもんでもできるいうのんか、水道の場合はやっぱり全然その部分というのはわかりにくいというように考えたらいいか。

●中野事業監理課長　経験上で言えば、この管路というのはわかりにくい、管路の設計というのは。

●北林委員　わかりにくい。

●大内委員長　何となくイメージとしてはわかる。最初に全部パソコンでばっと…何ぼでもできる。

●中野事業監理課長　だから、ある程度その検査の段階では成果品があったということで、それでその業者も当時の水道の工務課長に対して話ししてる部分はちょっと見させていただいた、そのときにも仮成果をおさめてとかいう表現あったんで、何らかの仮成果品、成果物が水増しして100%になるような成果品があったんじゃないかというふうに推測しますけども、検査としてはそういう私は間接的に当時の検査員から聞いた話しかできませんけども、そういう前に言わせていただいたような内容でした。

●上脇委員　単刀直入にいくと、これ検査員はだまされたのか、だまされてしまったのか、そうじゃなくて問題があるにもかかわらず、不正に手を貸しちゃったのかという点ではどうなんですか。そこが最後の最後の。

●中野事業監理課長　私は担当者だけが結果としてはだまされたということになるんやないかと思います。本人はだまされたとか言いませんけども、一定の成果があって、それで確認をしていたと思うと、共謀したとかいうようなことは聞いておりません。

●上脇委員　このときは確か…これは要するに新たにわかった事件ですよ。

●中野事業監理課長　後のね。

●上脇委員　このときは事業監査課の主査の方が。

●中野事業監理課長　ああそう、主査が。

●上脇委員　ある意味専門家ですよ。

●中野事業監理課長　ある程度は。

●上脇委員　内部では。

●中野事業監理課長 専門家と言うとあれかも知れません。検査としては経験を積んだ者がいます。

●上脇委員 何かいろいろ読んでいくと、その育成が大変だというのはわかるんですが、それとは別に、例えば告訴事件とか、取り下げられましたけど、告訴事件のほうは、水道課長さんが検査をしちゃって、要するに内部で仕事している人が検査をするというね、ある意味チェックがきかない仕組みですよ。ところが、後から発覚したほうは、チェックができる人がチェックできなかったという問題ですね。だから、深刻だと思うんですけど、すみません、ちょっとせっかく聞いたので、もう一回ちょっと確認したいのは、さっきご説明いただいた要綱関係は、これ改正されてますね。

●中野事業監理課長 はい、改正されてます。

●上脇委員 多分これ職員の不祥事に関する経過及び対策に関する報告書があって、これを踏まえて改正がされたのかなと推察するんですけど。

●中野事業監理課長 そう、そうです。

●上脇委員 ちょっと前はこうであって、改正でこうなったというちょっと確認を、何となくわかるんですが、ちょっと素人なもので、ちょっと教えていただけますか。

●大内委員長 どうしましょう。きょうお昼も過ぎてるんですけども、簡単でしたら、そこ今お答えいただいたらいいんと違うのかな。ちょっと詳細な説明、聞きたいところでもありますのでね、どうしましょう。午後からの予定、どのように事務局のほうは考えていらっしゃいますかね。一応お昼過ぎたんですけども。

●安田総務課長 まだ話の内容は引き続きますので、お昼先とっていただいて、昼からでも。

●大内委員長 切りのいいところでおさめて、それからお昼にしましょうか。

●元吉委員 はい、そうしましょう。

●大内委員長 じゃ改正点だけ、じゃお願いしまして、それで一時休憩にしましょう。

●中野事業監理課長 改正前後の対照表があったら一番わかりやすいんですけども、今日ちょっと用意しておりませんが、156ページ、契約履行の監督職員、調査職員、検査職員に関する要綱というのがございまして、そこで第4条で、検査職員の定義をしております、第2号、指定検査職員という者が新たに事業監理課職員以外であらかじめ市長が任命した職員という、そういう検査職員を設けております。これは今お話しに出ました担当課長が検査してオッケーを出すというような内容をできるだけ少なくするために、そうかと

いいましても事業監理課の職員がすぐに大勢の検査員を配置するわけにもいきませんので、その策としてこの事業監理課で検査を経験したような職員に対して繁忙時期にお願いするというような制度です。それで、先ほど言いましたその158ページの履行検査要綱を見ていただきまして、そこで161ページに、検査のそれぞれ種類別に区分を設けております事業監理課の職員ができる検査、指定検査職員ができる検査、あと主管課検査職員ができる検査という大きく3つの検査職員ができる範囲をここで定めておりますが、この中でできるだけ問題となった担当課の課長等の検査というのは、できるだけ縮小化するような内容で今回改正しております。例えば前回問題となりました設計業務については、この区分でいう2番目に建設コンサルタント関連業務に係る検査ということで、例えばこれで一番右のほうに、主管課検査職員というのがあるわけですが、これ前回この分については、900万、請負額で900万ぐらいの検査を担当課長が行っていましたが、今回の改正によりまして、50万円以下、契約金額50万円以下の完成検査、出来高検査通常の検査しかできないように縮小しております。主立った内容は変更点はそのようなものでございますが、できるだけ主管課の検査職員がする検査の範囲をできるだけ縮小したという、そのために事業監理課の検査になっても、課員で対応できないものがあるために、指定検査職員を新たに指名して、そういう手助けをしてもらうというような内容の改正を行いました。

●大内委員長 なるほど。すみません、事務局のほうで今の改正点、従前と、現在とどういうふうに改正されたかということのをちょっと後でまとめて資料でいただけますでしょうか。

●安田総務課長 わかりました。

●上脇委員 後日で構わないと思います。

●大内委員長 大事なところですからね。

●上脇委員 ですね、わかりやすいところを、すみません、僕余りわかってないものからです。

●元吉委員 それは見る人が見れば、そのエラーを見つける確率が高くなるという一般的解釈で人を増やしたと理解すればいいですか。

●中野事業監理課長 指定検査職員を増やしたということですかね。

●元吉委員 うん。

●上脇委員 実際には誰がやってんの、実際には誰……。

●大内委員長 元経験者みたいなことが……。

●中野事業監理課長 指定検査職員ということですか、ええ事業監理課において、そういう検査の経験をした今……。

●上脇委員 経験者ということですね。

●中野事業監理課長 はい、管理職とか監督職、4名にこの3月末まで市長から任命をしているということです。特に年度末がかなり多く工事、単年度会計の宿命ですけども、完成が多くなりますので、その繁忙時期のためのそういう職員、対応してもらえる職員。

●元吉委員 それはミスが見抜けなかったというのは、繁忙期で検査に当たる所要時間とかがどうしても短かったためという原因だったからという解釈になりますよね。それさえ増やせば例えばミスは見つけれただろうという単純な考え方によって、専門家に値する人をその時期増やすことで、1人当たりの検査の密度を増やすという、それが狙いと思うわけですか。

●中野事業監理課長 そうです。この見直しは、その前の事件、担当課長が行ったということ、牽制がきかないということの見直しが主です。本来であれば、当然先ほど要綱にありました監督職員、調査職員の要綱がございますように、1つの工事であるとか、そういう業務を発注したら、その監督する職員が任命されるわけです。当然完了というのは、その職員がやっぱりその完了を確認して完了届を受け取らな、そこで第1段階の検査です。その上でまた事業監理課が支払いための検査を行う、これが2つ目の検査。だから、最初の検査が意図的、十分な書類をもらわないで完了を受け取ったと、やっぱり意図的にだまそうとして検査をしている、全然この考え方はそれを基本に検査するのではない。もうやっぱりそういう経済的に、やっぱり一から見るいうからやっぱり不合理になってくるんで、2つのチェックがあると、1つがチェック、意図的にだまそうとしてした分は、今度後の本来支払いのための検査で見抜けなかったか言われても、なかなかそこが難しいところがございます、弁解ですけども、ございます。

●大内委員長 だから、自分のところで勝手に高額の検査をしないための改正ということですよ。だから、それはもちろん大きな前進いうか……。

●元吉委員 うん、思います。

●大内委員長 改善だと思いますので、ちょっとそれまた資料にまとめて後日お願いできますか。

はい、それじゃ午後の予定だけちょっと立てておきますかね。お昼休み入りますけれど

も、午後はここは時間は何時までの予定ですか。私たちは一応3時ぐらいまでという感じでおりましてすけども。

●北林委員 私は、すみません、ちょっと昼から。

●大内委員長 午後は無理ですか。

●北林委員 はい、ちょっとすみません。

●大内委員長 はい、わかりました。

●上脇委員 2時ごろまで。

●大内委員長 2時までということですかね。

●元吉委員 そうです。

●安田総務課長 大丈夫です、会場のほうは。

●上脇委員 大丈夫ですか。

●大内委員長 そしたら、お昼はちょっと、午後からはアンケートの結果を踏まえて。

●上脇委員 もありますね、まずちゃんと説明の延長でやっていただいて、その後にアンケートですかね、多分わざわざ来ていただいているんで。

●大内委員長 ほかにまだお聞きすることがあればお聞きした上で、次アンケートにいきましょうか。そうしましたら、お疲れさまでした。

●上脇委員 何時からですか。

●大内委員長 1時でもいいですか、2時までですから、ご無理な方もいらっしゃるの
で。1時でよろしゅうございますか。45分しかない、よろしいですか。

じゃ1時から再開ということで、はい。

〔休憩〕

●大内委員長 ちょうど1時でございますので、再開させていただきます。

引き続き、課長さんにご質問等があればお願いしたいと思います。もう消防の事案にか
かわらず、水道でも、この際、財務部のほうにお聞きしておきたいということがあれば聞
いておいていただいたらと思いますけれども。

●中野事業監理課長 ちょっと午前中のこっちの回答で、ちょっと一部修正といえます
か、補足をさせていただきたいと思うんですけども。

●大内委員長 何か。

●中野事業監理課長 消防部で購入したボンベの契約の件ですけども、契約の解除につい
ては、最終的には解除してるんですけども、受注者側の申し出によって解除したという手

続のやり方をしてまして、ちょっとその分補足をさせていただきます。

●大内委員長 はいはい、要するに債務不履行解除とか、そういうことじゃなくて、合意で解除しましたと、こういうことになりますか、合意解除。

●中野事業監理課長 あ、合意解除、合意解除です。

●大内委員長 はい、わかりました。

水道の事案を受けて規定等を改正されたというお話伺いましたけども、ほかに何かそういう関連した規程等の改正のようなものはございましたか。

●中野事業監理課長 今現在、これについて、検査に関する要綱、二つについての改正を行ったということでございます、改正につきましては。

●大内委員長 はい。

●上脇委員 そしたら、質問、知らないんで、単刀直入にお聞きしたいんですけど、これ告訴事件のやつが今先にわかって、後から新しい事件が、実は古い、後からわかったというケースになるんですが、両方とも設計に関連するような内容なんですかね。さっきの説明では、その新しいほう、年度としては古いんだけど、新しく発覚したほうは、どうも内部としては専門の事業監理課の主査の方がだまされた可能性があるんじゃないかというお話だったんですが、ちょっとこれ報告書とか、これは再発防止委員会などの資料とかちょっといろいろ読んでると、地元の合意がなかなか得られなくて、なかなか計画どおり進まなかった、業者さんにも何か申し訳ないなという気持ちがあったので、業者からの申し出をそのまま受け入れてしまったと、担当者、さらには係長かな、課長まで行って、そこが結果的に不正をやってしまって、検査も担当の者がもうやっちゃったわけだから、チェックもきかなかったということですね。後からわかったほうの古いほうのケースというのは、同じような、例えば地元の合意を得るのが難しかったとか、そういう事情があるんですか、ないんですか。

●中野事業監理課長 私が把握している限りでは、発注の順番、だから測量業務というのは、この設計業務の後で出ています。その管を入れるところの地形の測量ですね。それとあと、管の設計の中で、例えば加圧ポンプ場の位置の決定の設計なんかも後で出ております、この。だから、その発注の順番がちょっと間違ってるのかなというふうには1つ印象としてはあるんですけども。だから、当然3月当初から3月末ではできないような内容の設計業務の中というふうには、結果、私はそういうふうにかう感じたんですけども。

●上脇委員 それだと、だまされる程度……。

●中野事業監理課長 いや、だから後で見ればわかったという。だから、処理の仕方としては、予算の繰り越し手続を行って、もうちょっと業務期間を延ばして完了させるとか、方法としてはあったと思うんですけども、今回は国の補助金をもらう中で、1月末に繰り越しの手続きを国へ報告とかいう作業がありまして、そこでこれは繰り越ししないという、決めたということが書いてある書類もあったので、どうしても3月末で一旦終わらせる必要があったというような内容のものがここちょっと書いてあるようにあったんですけども、私もそれはこのいろんな書類で見てそういうふうな考え方をしたんですけども。

●大内委員長 ごめんなさい、それどちらの事案のことですか。

●中野事業監理課長 新しくわかったほうの、22年度のほうの事案のほうですね。

●大内委員長 そうですね。繰り延べの手続きを怠ったのか、怠ったんじゃないくて、できるはずができなかったということなのか……。

●元吉委員 し切れない状況にあった。

●大内委員長 その辺はちゃんと調査はしてはるんかな。

●上脇委員 繰り越しができないというのは……。

●安藤委員 できると思ったけど、しなかった。

●大内委員長 できる時期を過ぎしちゃった。

●元吉委員 できる時期を逸しちゃった。

●大内委員長 そうそう。

●中野事業監理課長 補助金事業でなければ市の判断で繰り越しかどうか、それは議会の承認とか手続もできるんですけども、国庫補助金の場合は、国の手続き、国が補助金の交付を認めてもらわないと、市だけがしても、ちょっとその整合はとれませんので、その手続きが23年1月末ぐらい、国のほうに申請が、その段階でこの業務はもう繰り越さないという内部で判断して……。

●元吉委員 ということは、そのジャッジが間違ってたということですね、見誤ってた。

●中野事業監理課長 一定のそこでも誤りがあったんかなというふうに私は皆さんからちょっと、その当事者でないんでわからないんですけども、書類上そういうふうな印象を受けた。

●元吉委員 ということは、どうしてその見誤りを生じたのかが根本原因になってきますよね。

●中野事業監理課長 1つはそこですね、そういうこと。

●上脇委員 さっきの件で、地元の理解が得られなくてというのが、これ告訴事件のほうは出てくるんですよ。後からわかったほうも、同じようなんだったんですか、いやもう全然事実関係が違う、そこまでちょっとわからなくて。

●中野事業監理課長 私が聞いている範囲では、ちょっと地元調整というのは聞いてないんですけど、実際にそういうのがあったのかもわかりません。ちょっとそのあたりは……。

●上脇委員 聞いてみないと、担当者に聞いてみないとわかんないですかね。もし地元調整が必要であるとするならば、進まないことはわかってますよね。進まないことがわかっているんだったら、だまされるということは逆になくて、そういう意味でいうと、加担したみたいな形になりかねないですよ。

●中野事業監理課長 その経過という、検査の段階の経過は一切わかりません。だから、発注の仕様書に基づいた検査を求めている成果物があるかどうか、内容が整っているかどうかというふうなことなんで、その途中の経過がどうで、事後調整がどうかというのは検査の段階では全然、それは加味しない話。

●上脇委員 ただ、その前の段階で、担当者は進んでないことはわかってるんです。わかれば、あえてその検査の担当に回さないですよ。

●中野事業監理課長 業務は完了しない。

●上脇委員 ですからね。

●中野事業監理課長 そうそう、はい。

●上脇委員 にもかかわらず、それが回っちゃったわけですよ。

●元吉委員 回すしかなかったんじゃないですか。

●上脇委員 まあその補助金との関係ではそうなんですが……。

●元吉委員 その関係。

●上脇委員 本当に事情を知らずに回したのか……。

●元吉委員 知った上で回したのか。

●上脇委員 回したのかですね、そこが結構重要だと思うんですね。何かさっき、一番最初にお聞きしたときには、いやこの事業の整備課の主査の専門、内部の専門の人でもだまされちゃった、しょうがないよねという話になるのか、いやもうだましたほうが悪いんだという話になるのか、じゃ内部でチェックがきいてて、検査に回す必要がないものを回したのか、じゃその人までもだまされちゃって回しちゃったのかね。

●大内委員長 回す必要がないって、お金出してもらうためには回さないとだめなんでし

よう。

●元吉委員　そうです、そうです。

●上脇委員　だから、もうそれは目つぶったとか、補助金のために。

●元吉委員　うん、場合によって考えられる、推測ですが、補助金を今年度中にもらわなければいけない、繰り越しがもう困難な案件だ……。

●上脇委員　決めちゃった。

●元吉委員　ということが市のほうに起こっていたら、業者とした場合ですね、それに協力をするという形で、ある種完成したという設計書を書かざるを得ない、もし書くという配慮が過度に行われたというふうに、端からだまそうではなくて、いわゆる答えに式を合わせていくということに協力したということは考えられないでしょうか、ここは推測で全く申しわけありませんが。

●上脇委員　だから、だましたほうがどっちなのかとか、変わっちゃいますよね。

●元吉委員　難しい、うん変わりますね。

●上脇委員　事実関係によってね。

●元吉委員　意図がどこにあったのか、誰にあったのかで変わってきますね。お互いなのかもしれません。

●上脇委員　担当者に聞かないとわかんない。

●大内委員長　そうそう、どこでこういう問題が生じるような判断ミスなり、不正があったのかということを追及しているわけで、私たちは。

●元吉委員　そうです。

●大内委員長　うん、今のところは、ただただ業者から頼まれてしたんだというふうに理解してたんですが、補助金の問題が入ってくると。

●中野事業監理課長　この資料7に、すみません、3枚目にその設計事務所の名前を書いた何々についてということで、この当時の担当してた主査が供述している内容から、若干説明申し上げたように27年1月に国庫補助対象になっているこの設計業務について、県に提出する繰越調書を作成するに当たり、係長と年度内完了でいくのか、繰り越しとするのか相談すると、当初履行期間は平成23年1月30日であったのが平成23年3月末で延期することに、何とか設計業務が終わると、係長も私も思っていたと、その後の設計図等がなかなか出てこない、出てきても間違いが多く時間がかかっている、こういうふうにずるずるといって、あと係長と相談した業務、それから中段ぐらいに、完了検査の業務成

果品については、その時点でできている箇所について提出させ、できてない箇所については、成果物が少しでもボリュームが出るようにその成果物をつくらせようという話になったという供述があります。それとあと、業者が言って、それからその次、2枚ほどめくって、1枚、2枚、3枚目に水道不正事務処理に関する件についての報告という文書がございます。この中で、電話内容の①のところで、業務については2010年3月末段階においてほとんど実績が上がっていない状況であったのは、仮成果の提出を求められたので、正副2部の仮成果を提出したというのがこれ業者の供述です。だから、この担当とこの業者と相談して、業者に成果物を提出させているという状態に……。

●元吉委員　なってますね。

●大内委員長　その設計会社のほうは、測量ができてないから設計ができないんだと言ってるし、主査のお話では、何か急がしてるけど、全然なかなかやってこないから困ったというふうなことも言ってるって、この辺もわからへんですけどね。もし国庫補助金がもらえなくなったら大変だということで、それが大きな動機となってやっちゃったのかどうかはここを読む限りはちょっとわからないんですけどね。

●元吉委員　でも、もしかということで可能性が、繰り越しができてなかったからだとしたら、繰り越しができない状況になったのはなぜかという話を本質的な問題と捉えておく必要がありますね。

●大内委員長　そうですね、繰り越さなくても、3月末で完成すると考えたから繰り越しをしなかったのかですかね。

●元吉委員　ということは、その状況認識が甘かったという上位者の現場に対する状況認識の把握の甘さという、ちょっと背景要因があるんじゃないかと思われますね。この事象自体はもちろん間違ってるんですよ、だけど間違っただけの原因はどこにあるのかといったときに、間違っただけが問題なんだではなく、間違いを起こさせてしまった元があるんであれば、少し解明したいところだと思います。

●上脇委員　最終的に問題になるまでに幾つかあるんですよ。最初のところでも全く問題がなければ順調に行くというケースもあるわけで、途中からだめになって問題になった、ここがちょっと気になってて、僕も実はさらにもっとちょっとあえて申し上げると、例えば最初のその時点のほうの防止委員会の報告書を読んでも、例えば計画それ自体に無理はなかったのかというのも実は正直なくはないんです。だから、ちょっと事実関係がよくわからないもので、地元の合意を得ずに進まれるわけにはいかないことはわかってて、

だけどその合意を事前にとってるわけじゃないですよ。補助金の仕事なんだから、もらえるもんはもらっとこうと、そういう意味でいうと、計画が先にありきで、後から合意を得ようとして、だけどうまくいかなかったというのが告訴事件のほうで、ひょっとすると新たに発覚したほうも同じように、最初はちょっと計画に無理があったのかなという気もしなくはないんですが、実際こう仕事を進める上で幾つか障害があるとするならば、事前にそれが解消できるかどうかという算段をすると思うんですけど、そういう事前の算段みたいなものがどうも欠けていたように思うんですけど、ちょっといかがですかね、そこまでもしわかれば。

●中野事業監理課長 私の考え方ですけども、本来この管路設計については、最初に当然その地域の測量を出して、ある程度成果物が納められる時点で次の設計をしないと、いきなり設計を売ったところで、その元になる図面、図面というか、地形のそういう地図上のデータがないから、やっぱり業務はほとんど進まない。

●元吉委員 そうですね。

●中野事業監理課長 ええ。だから、発注する順番も間違ってる。だから、これが11月、予定1カ月後ぐらいに測量業務出てますね。だから、測量業務の成果品がいつ出たかはわかりませんけども、出てからかかっているほとんど時間がなかった。当初の1月末なんかは当然無理な履行期間の設定であったように思います。例えば3月まで延ばしたところで、測量のほうは、ちゃんと図面が出てこないと設計にかかれないようになりますんで、やっぱりその発注の順番がおかしい。この中でのちょっと地元調整というのは出てこないんで、ちょっと何とも、それは地元調整のほうは何とも言えませんが、結果的に考えて、その発注の順序がおかしいとは思いますが。

●大内委員長 これ年度内に発注して、年度内に終わらないと補助金がもらえないから、そういうふうに契約を急いだとかいうふうな事情はありませんか、そこまではわからない。

●中野事業監理課長 あくまで想定ですけども、ある程度今年度にもらえる補助金の額は決定していると思うんです。やっぱりそれを消化するために、後で事業を消化しないといけないというところはあったりして、本来繰り越し手続きを踏めば繰り越しできるもの、要素があったとは思いますが、それがやっぱり水道の事業はかなり多くありまして、繰り越し、繰り越しで来てて、なかなか予算といいますか、補助金の消化が、消化と言うたらおかしいですけども、執行ができない状況になったんじゃないかと。

●元吉委員 可能性がほかにもあるということですか。

●中野事業監理課長 そうですね、やっぱり発注に追われてしまって、なかなか発注に追われるというか、事業がたくさんある中で、なかなか地元調整も必要やし、設計段階では、だからその辺がうまくこう進まない、どうしても業務が遅れてきたり、工期が遅れてきたりして、どうしても補助金年度内に執行ができない状況に……。

●元吉委員 それは事業計画、それは計画があったという前提があると、計画より遅れてるってなるんですけど、計画の立て方が現実的じゃなかったというか、事業計画、事務事業評価とかされていたとしたら、事業計画が中期でどういうふうにできていたのかという、そっちの視野にも必要性が出てきますよね。毎年度事業評価をされていらっしゃるとしたら、その進捗管理というものをどういうふうにマネジメントしてたのかというもう一つまた先まで……。

●上脇委員 だから、計画の段階で無理があると、どっかでしわ寄せが来るんですよ。そのときに、そら不正が起こらないようにチェックができたらいいいんだろうけど、そこだけを見て問題の解決を図りましょうだけでは不十分ではないかなという意識はあるんです。だから、最初のところで実は計画に無理があったとするならば、そこまで見直しをしていかないと、同じようなことは繰り返すことになるという気がするんですよ。

●大内委員長 ちょっと逆の発想ですけども、これもし検査が通らずに、要するに支払いができなかった場合は、どういう事態が起こったわけですか。設計会社さんに支払いができないということになるな。

●中野事業監理課長 できないです。大きなのはやっぱり補助金がもうそれで年度内完了ということで出しているから、補助金は……。

●大内委員長 補助金から払うわけにいかない、補助金で、支払い……。

●元吉委員 どうなるんですか。

●中野事業監理課長 それは補助金はもらえないし、その額を返還する必要がある。

●元吉委員 出ますね。

●中野事業監理課長 ええ、でもやっぱりなかなか補助制度上、返還できないという……。

●元吉委員 返還ができない。

●中野事業監理課長 いや、ちょっとそれは私も難しいのかなという……。

●元吉委員 例えば返還してしまった場合、次の年度がとりにくくなるとか、先々のこと

まで推測されますか。

●中野事業監理課長 あったのかもわかりませんが、業者については、例えば5%、出来高が5%しか、そういう打ち切ってしまって、5%の仕上がりだと。

●大内委員長 いや、もしそこで支払いを起さなかったら、もう設計料払う原資がなくなっちゃうとかいうなことやったら、これ市ぐるみの、市ぐるみで不正したということじゃないけど、そういう問題になってきますでしょう。だから、ただ払ったんがけしからんであって、払ってなかったらどうなったのかということですよね。そしたら、やっぱり最初の事業全体の設計がおかしいとかいうふうな話になってくるので、私個人的にはそんな大きなところまで行ったらえらいこっちゃなと思うんですけど。

●上脇委員 計画段階にもし無理があると、業者さんにも迷惑をかけるし、職員の方にも板挟み状態になって、本当につらい仕事をさせてしまうことになるんですよ。

●元吉委員 そう思います。

●大内委員長 これ逆に払えてなかったらどうなったのかしらねという観点から見ていくと、それでも別にじゃんじゃんと遅ればせながら進みますよというんだったら、それはそれでいいんですけども、これは払わなかったら逆にえらいことになるという現場のほうの頭があるんだったらね。

●元吉委員 それは現場の勝手に思い込んでただけで、本当は遅れたら、その年度を払うのは一部であっても、次の年こんなことができるよと、だから安心してちゃんと正しく状況を報告し、それに適切な処理をしようという事実ベースの改善ができるとしたら、その先の道はちゃんと開けるかどうかですよ。

●大内委員長 これ課長さんまで巻き込んでやっていますでしょう。いうことは、ある程度そういう予算、そういうお金の流れを知っている人が、これは大変だということでされたのかもしれないという可能性もあるわけですから、やっぱりちょっとそのあたりが知りたいところではありますけれどね。何かそういうことは、どこかにお尋ねいただいでできますでしょうか。

●上脇委員 これ計画する段階ではどうなんですか、水道の担当者のどのレベルで計画を立てていって予算請求していくとか、どうなんですかね。

●大内委員長 大きな事業ですもんね、市としての大きな事業やと思いますけどね。

●中野事業監理課長 実際係長、課長ぐらいがやってると思うんですけどね。

●上脇委員 ただ、告訴事件のケースだと、やっぱり地元の理解を云々という話は、実は

そういう一定の役職持っている人よりも、担当の職員の人のほうがわかってるわけですね。その人たちの意見聞かないと、おそらくもう補助金取ってくるんだという結論ありきでやっちゃうと無理な計画になる可能性がありますよね。

●大内委員長 告訴事案のほうも補助金絡みですか。

●上脇委員 これもそうですね、確かに水道も。

●中野事業監理課長 そうですね、全体が……。

●元吉委員 大もとは水道プランとかがあるんですよね。

●中野事業監理課長 水道ビジョンというのがある……。

●元吉委員 ビジョンがあり、プランがあって、その年度計画の中に、例えば総合計画に載っているとか、そこの進捗管理をしなくちゃいけないとかいう、今度お尻から総合計画に成果目標を今立ててしまっているとかということがプレッシャーになっていって、激論になっているとかいう、ここも全く今その資料がないものですから、ここは先読みし過ぎてちょっとしゃべっていますけれども、その全体像とこの案件との位置付けを少し確認をする情報が欲しいなと思っています。どんなふうにそこは、情報がありますでしょうか。

●安田総務課長 今おっしゃるように、水道のビジョンとか、総合計画にもありますので、その辺でどういう形に位置づけられているかということについては、また資料の提出をさせていただきたいと思います。

●大内委員長 ビジョンだけいただいても、それはわからない。

●中野事業監理課長 それぞれ年度ごとの補助金申請によってそういう事業をその年度にしようとしているか、補助金もらおうとしている、そういう資料があったら若干見えてくるかなとは思いますが、ちょっとそういう実際携わったことないんで、どういう書類なんかわかりませんが、各年度ごとの補助金の申請……。

●安田総務課長 実施計画みたいなものがあれば。

●上脇委員 僕自身はどちらかというと、実際にそういう計画をつくる前に、どの程度現場のことがわかっている人が本当に積極的に意見を出して、それを取り入れて計画化しているかというのは気になるんですよね。もし何かありましたらお願いしたいと思いますが。

あとちょっと細かいことですが、さっき内部でも繰り越し、翌年繰り越しをしないというのを決めた云々というのがあるんですが、水道部の不正事務処理事件の調査と再発防止

のための特別委員会の調査報告書というのを読んでみると、これは4のほうかな、4の附箋が、調査報告書というのがついてて、これは何月かな。

●大内委員長 前にいただいた書類かな。

●上脇委員 関連資料のほうかな。僕自分勝手に分けてしまったから、一緒ですかね、これの4、調査報告書というのがあるんですが。その一番後ろのページを見ると、業者の言いなりで履行期間を延長し、正当な理由なしで繰り越しを行ったことは明らかに規則違反であるという、そういう評価が書いてあるんですよ。これ財務規則ではという説明があつてからね、そういう結論になってるんですが、繰り越しの行える場合と行えない場合で、結構厳しい要件というか、条件というのがあるんですか。正当な理由なしに繰り越しできないという、そういう単に抽象的な表現になっているのか。

●中野事業監理課長 繰り越し以前よりも履行期間を延長する場合のことの、どうですかね、たまたまそれが3月末がこれ延長になると、それ以前と延長になるというのとあると思いますけども、その延長の方法が業者の希望というのはやっぱり延長の理由としては適切でないということですね。何らかのやっぱり地元調整の遅れとかいうのが原因が発注者側にもあつてやるというのが普通のやり方、普通のその延長の仕方というか、延長できる理由ではないかというふうに思いますけど。

●上脇委員 ただ、地元の合意を得づらかったというか、難しかったというのは正当な理由にはなんない。

●大内委員長 なるんでしょう、それは。

●中野事業監理課長 なる、その理由でかなり。

●上脇委員 そういう手続きもやれたはずということになるんですか、そうするとその時点は。

●中野事業監理課長 はい。

●上脇委員 にもかかわらずそれをやらずに、強引にやっちゃったと。

●中野事業監理課長 はい。

●上脇委員 ああそういう理解ですか。そうか、ただ逆に言うと、業者さんにお金が払えないというのが先だったんですかね。

●大内委員長 払っとかないと補助金につかないとかいうようなことがあるんかなと、私そこを知りたいんですけどね。

●上脇委員 繰り越し自体は可能なんですね。

●大内委員長 繰り越しの時期を過ぎちゃった。

●上脇委員 ですね、ということは、だから補助金を受け取りながら、繰り越しは一応合法的に、あるいは手続的に不可能ではない、にもかかわらずそれをやらなかった。

●大内委員長 ただ、国の補助金の繰り越しの手続きは、かなり前にしないといけないという……。

●中野事業監理課長 そうですね、1月末ぐらいでまず判断する必要がある。

●大内委員長 告訴事案はようわかりません。

●中野事業監理課長 もう一回言いましたら、今該当になっているその設計業務については、最終的には完了したと、最後の成果品は納まってたんでしたということですけども、その成果品が足りないというのがわかったのは昨年わかったわけで、それはどうしてかといえば、一つの設計業務を売ったものをどんどん工事を発注する中で何分割かしとるわけですね。順番に年度を割って売っていくと、ほんでそれで最後に残りの分を売ろうとしたら、一部成果品がないことに気づいたというのが昨年なんです。だから、その年度に完了させなかったも、工事かかる年度の前にあればいいという考え方が一つはあったんかなというふうには推測できるんです。それがこの直接的な原因かどうかは別として、その工期がその翌年度のすぐ全体売るわけではなしに、何年かに分けて売っていると、だからその段階で設計書が、図面があればいいという考え方でやっている面がその書類から見受けられたんですけど。

●大内委員長 その後でうまく補填できるだけのことで、先払いする理由にはならないですけどね。補填ができるであろうと。もう一つようわからんなど、補助金との関係が。

●中野事業監理課長 こちらも本当にうまく説明ができない、実際当事者でないんで、ちょっとそのあたりの補助金の交付のやり方がちょっとわからない。

●上脇委員 繰り越しができるのにやらなかったのは、もうその手続きに間に合わなかったからなのか、いやもう業者さんにお金を払うこと自体を優先したかったのかね、どっちなんだろうなど。補助金をもらい続けながら繰り越しが可能だという手続きさえ踏んでおれば問題なかったはずですね。にもかかわらず繰り越しをやらなかった、手続きが遅れた。

●大内委員長 繰り越しのときの判断が、繰り越しができる時点までに、いやもう年内にできてしまうと思ったんですかね、わからんなあ。告訴事実のほうは、ちょっとそういうわけにはいかんですけどね、そんなん思いましたではね。

●上脇委員 実際には例えばね、繰り越しを決めるかどうかのリミットがありますね、期限的な。そういうのを会議で決めるんでしょう、多分、そうでもないんですか、個別に、ああこの案件もうそろそろリミットやからどうなんやという、そんな感じですか。変な言い方ですけど、対策会議があるのかね。

●中野事業監理課長 多分そんな大げさといいますか、そういうことはやってないと思います。

●上脇委員 やってない。組織的にチェックして行って、ああこれは幾ら何でも無理やから繰り越しのほうに回しましょうというふうにこうチェックしておけばよかったんですね。

●元吉委員 全くそのとおり。先ほど幾つも事案が、工事物が多い部署ということで、そういうことは多々あり得る部署だとおっしゃられてたように思いますが。

●中野事業監理課長 そうですね、もともとその発注自体の予算が繰越予算でやってる分もあります。だから、それ以上繰り越せないという事情もこれがあるんじゃないかと、背景には、もう1回繰り越したものを翌年、基本的には繰り越した翌年1年間しかもう、次のもう一回の繰り越しいうたらそんな性格上できないので。

●上脇委員 ここに掲げてある正当な理由なしに繰り越しを行っていたことが明らかに規則違反であるというのは、実は前にそういうことをやったということなんですかね、そういう意味なんですか。

●中野事業監理課長 事業をその年度に執行しようと思う予算自体がもう一旦繰り越した予算でやっている部分が……。

●元吉委員 あるということですよ。これ以上は無理と。

●大内委員長 2度の繰り越しはできない。

●中野事業監理課長 ええ、だからもうやっぱりどうしても消化、その繰り越し、もう繰り越しできない理由はそこにあった可能性もあります、もうそれ以上、2年繰り越しが。ちょっとそのあたりは想定……。

●元吉委員 それは誰の責任でですよ。

●大内委員長 そういうのは誰の責任、本当やね、現場で言ってももう。

●上脇委員 一応ね、ちょっとすみません、こだわるんですが、財務規則では履行期間内に契約を履行しないとき、または履行する見込みがないときは、その契約を解除できるとし、また契約の相手方がその責に帰すべき理由により履行期間内に契約を履行しないとき

は、違約金を徴収しなければならないと定めている。しかし、水道部ではこの規則にのっとり義務を行わず、業者の言いなりで履行期間を延長し、正当な理由なしで繰り越しを行っていたことは明らかに規則違反であるというのが書かれてあるものですから、その繰り越しをやってはいかんときにやったという事実を認定されてるわけですね。

●大内委員長 奇々怪々になってきた。

●上脇委員 うん、そうそうそう、それでね、なおさらわかんなくなってきた。この特別委員会の報告書は平成25年9月30日付で、市議会議長に出していますよね、特別委員会、そのまとめがあるんですかね。だから、繰り越しできるとき、できないときがどうもありそうなので、何に、どこに原因があったかをちょっと確認しなきゃいけないものですから、単にじゃ繰り越しできるのにやらなかったんですという話なのか、いやそもそも繰り越しできなかったと、それをわかってたとするならば、これは大問題という話ですよ。

●大内委員長 繰り越しができないから無理やりもうやったか。

●上脇委員 そうそうそう、そうするともう最初から問題のあることをやりますという話になりますからね。繰り越しができないのを後で気づいたという……。

●大内委員長 だから、最初の問題提起が、業者から頼まれてやってしまいましたと、えらいことになりましたという話だったんだけど、頼まれただけでそんなんするかなという気もあったわけですが、もっと深いところに原因がひょっとしたらあるのではないかというふうな感じがしてきたんですが。

●上脇委員 そうなんですね。俗っぽくちょっと言っちゃうと、行政というか、市はそんなかた苦しいことばかりやらずに、もっと臨機応変にやってくださいよっつって、業者のことを臨機応変にやっちゃったら不正を行ったんですということなのか、いやそうじゃなくて、市として問題があることをもう業者を巻き込んでやっちゃったのか、評価が全然違ってくるんですよ。業者のだめと言っても、それは臨機応変にも限度があるでしょうと、そんな無理なことを聞いたらだめよっつという話なのか。

●大内委員長 そういう単純な話だといいいんだけどね。

●元吉委員 そうです。

●上脇委員 やっぱいいやもう市として問題ぞこれとはと、業者に頼まれたっつという話じゃないでしょうということなのか、それによって反省の仕方が全然違うんですよ。

●元吉委員 違う。

●上脇委員 処方箋も違ってくるので、改善策も。

●大内委員長 そうね。

●中野事業監理課長 業者について言えば、告訴事件の対象となっている業者については、過去からそこに報告書にもあるように、過去から市とか、合併する前に町との付き合いがあった業者。新たに出てきた事案というのは、水道、今回丹波市での水道の設計については初めて請け負った業者です。その違いはありますね。

●大内委員長 うん、だから初めて請け負った業者さんに便宜を図ることもないよね。

●上脇委員 一応巻き込んだ形ですね、むしろね。今2つの事件が同じ原因なのか、違うのか、それによって対処法というか、改善策も違ってくると思うんですね。さっきの話で、午前中のあれでいくと、一応検査のところにちょっと注目して、いや結局内部で仕事やってて、内部の人でチェックするからおかしいんでしょうと、この防止委員会だと、そのあたり第三者の一定程度経験積んだ人も結構やでと、それはわかるんですよ。ところが、後で発覚したほうは一応専門ですよ。それどうするんだという話だったのか、どうも事実関係見てみると、単に業者さんをお願いされただけでもなさそうなので。そうすると、市内部に原因を持っている、抱えている。

●大内委員長 今回先に払ってけしからん、けしからんようになってますけど、じゃどの時点でどういうふうにするのが正しいやり方なのかということもちょっと教えていただきたいんですね、市としては。だから、もう期間内にできないことが明らかになったんだったらもうやむを得ない理由だから、一旦この契約は解除して、測量等が整った段階でさらにもう一遍どこかと契約するのが正しいやり方なのか。それはどこの時点で、何がどこの判断が誤ってて、何が正しいやり方なのかというのがもう一つ私たちはわからないですね。

●元吉委員 本来どうしておくべきだったと思っていますかということ、単に契約事務だけではなくお聞きしたいですね。どなたに聞きましょう。

●中野事業監理課長 なかなか水道のことなんで背景はわかりませんが、やっぱり業務を発注する順序はやっぱり間違ってたんじゃないかと思うんですが、当然そういう測量から始まって、ある程度成果が出た段階で設計業務にかかるというのが普通だと。それとあと、業務管理については、当初の入札の条件で1月末やったら1月末という、同一の条件で複数の業者がそれによって参加申込をしています。これ多分一般競争入札だったと思いますけども、その条件を承知の上、応札してきたと、落札がこの業者でしたということ

すけども、その入札条件の中にまだ設計、測量ができてませんよというのが書いてあったか、測量を今から発注しますよということが書いてあって、もう1月末で入札の条件にして、私はできますということを前提で申し込んだ、応札に応じたかいうそこが一つあると思うんですけど、業務がまだそういう測量部分ができていない、そのことを承知でなかったら、業者のほうで承知していなかったら、市としても発注の条件としてやっぱりそういう状況を示しておくべきではあったと思うんですけども、もともと発注の順番が違うということである。それと、あと業務期間の延長については、その原因がどこにあるのか、地元調整の遅れによってどうしても業務期間を延長しないとだめだと、業者側の理由であるのか、業者側の理由であるなら、その業務期間が来たらもうそれで打ち切ってしまって、出来高があればその分に対して支払うと、そのかわり契約保証金はもう1割徴収しますよと、契約解除、市のほうの契約解除の行使でいうことやと思うんですけども。そのできていない原因がどこにあるかによってそこで打ち切るか、履行期間を延長するかという判断になるかと思うんですけど。

●元吉委員 その場合その先はどうなったんでしょうね、補助金の取り扱いと。

●大内委員長 新たに補助金の申請し直さないといけないじゃない。

●元吉委員 その場合はどうやって処理が可能なものなんでしょうか。

●中野事業監理課長 補助金の扱いはちょっと私のほうでは。

●大内委員長 だから、補助金がもらえないということが、こういうことをやった動機になってるのかどうかですね。

●元吉委員 ですね。

●大内委員長 どなたに聞けばいいですかね、どういう形で私たちそういう疑問をお聞きすればいいですかね。

●中野事業監理課長 直接携わった人に。

●上脇委員 とりあえず水道部に。

●元吉委員 役職は。

●安田総務課長 課長に聞いていただくのが一番……。

●上脇委員 その辺の資料も提出していただくことは可能ですよね、関係の、そういう今話してた。

●大内委員長 どういう資料があるかな。やたらこんなん積まれても困る。

●元吉委員 困りますからね、的を絞っていただきたいですね。

- 大内委員長 お話を聞いたらおのずとわかるものであればお話聞くという……。
- 元吉委員 そうですね、今度お伺いする機会が……。
- 大内委員長 今度伺いますからね。じゃ一番そういう疑問にお答えしていただけそうな方を次回の委員会のときに呼んでいただいて聞くということでもいいですか。
- 元吉委員 はい、いいです。補足ですけど、今回初めての業者さんが受けられたとおっしゃいましたよね、この件。
- 上脇委員 後から発覚したほうですね。
- 元吉委員 工事に、いやお金、辞退されたところがあったりするんですか。つまりこの仕様書を見たときに、とても受けれないと通常、困難だということで、日頃お付き合いのある業者さんたちは、もうこんなのどうも無理だなと思って、例えば辞退をされ、全く新しいところが参入したくって、また深読みができなくて頑張ってみようということを受けてしまって、結果頑張り切れなかったとかいう、そういう可能性の、応札した結果の受けた業者は出てますが、辞退された業者がもしかしたらあったりするんでしょうかという。
- 中野事業監理課長 今回この、ちょっとその入札の形態が一般競争か指名競争入札かによって辞退とか出てくるわけですけども、指名競争入札であれば条件が、履行期間とかいろんな諸条件で、もう無理だと思ったら辞退職を出して辞退して、でも一般競争入札であれば、自由に……。
- 大内委員長 まあ入札すればわかりますからね。
- 中野事業監理課長 そうですね、だから申し込まなかったらいいわけで。
- 元吉委員 わかりました。
- 中野事業監理課長 それやったら指名競争入札でやってます。だから、条件がもし合わなければ辞退されていくということです。
- 大内委員長 その辺の説明はじゃ次回適切なる方にお聞きするという事にいたしますよいか。
- 中野事業監理課長 それが一般競争か、指名かいうのはちょっと今の現在わからないので、ちょっと一般競争、指名の場合はそういうことがあるということです。
- 大内委員長 じゃまた次回にその辺はご説明、来ていただいた方にお聞きするとしましょうか。当時の、現在の水道部の課長さんぐらいですかね、が来てくださる。
- 安田総務課長 次回になると、人事異動がありまして、変わりましたので、当時の課長、工務課長になります。

- 大内委員長 当時の方のほうがいいですね。
- 上脇委員 そうでないと、わかりませんで、無駄になって。
- 大内委員長 ちょっと私たちはその辺の事情はわかりませんので、最も適切な方。
- 安田総務課長 事情のわかる課長ということで、ちょっとこちらのほうもまた、変わってますので、工事とその後と、で今回の異動で。
- 大内委員長 特にここの部分のこうということじゃなくて、全体的な流れとか、予算の執行の関係とかいうのをご説明いただけるわけですかね。
- 安田総務課長 そうです。
- 大内委員長 安藤先生、2時までですね。
- 安藤委員 はい。
- 大内委員長 そしたら、ちょっと先に次回の予定をどう立てますかね。次回までに資料等のお願いをしたのは、規程等の改正についてはちょっとまとめていただくということはお願いいたしましたけれども、何か水道部のその予算執行の関係で資料的なものは出そうですか、あらかじめ見せていただいとく、何かないとなかなか質問もしにくいということもありますんですが、何か出そうですかね、何かあれば、そんな余り大部なものも困りますが、お願いしたいと思います。それから、ほかに特に指定した資料というのはございませんでしたかね。
- 中野事業監理課長 両方の新旧対照表。
- 大内委員長 対照表、それは。
- 安田総務課長 先ほどお聞きしたのは、検査の要綱の新旧対照表と、それから水道でいうと、全体的な計画があって、そのうち年度割りでいつまでにこういう業務を計画で進めていくというような、そういった計画書みたいなものですね。
- 元吉委員 それが工期によってどう位置づけられてるかがわかる取りまとめ表で結構です。全部のビジョンとかを渡されても大変なので。
- 安田総務課長 今回に限っての。
- 元吉委員 今回の件がその全体のビジョンなり年度計画とその……。
- 大内委員長 そこにこう挟まってるからね。
- 元吉委員 うん、それから直近の繰り越しだったりとか、今までに遅れてきたものが積み重なったものかの判別ができる。
- 安田総務課長 わかりました。

●大内委員長 告訴事案と新たな事案もですけども、水道、水質の関係もやっぱり全体計画の中に挟まってきますね。そうですね、試掘してから水源確保してブレンドして何やというふうなだから、その辺も一緒にこの際、どうせそこもやんなくちゃいけないですからお願いしましょうかね。そこも含めて何かこう計画的なものがわかるような。

●安田総務課長 あと補助金の関係で、補助金の仕組みですとか、繰り越しというようなものがどういう具合にできて、今回の場合はできるんかどうかというところ辺のことをおっしゃってましたんで、補助金関係の資料なり、それから繰り越しの仕組みというんですか、そういうものが説明のできるような資料というものはちょっと準備しようかなと思います。

●大内委員長 お願いします。

●元吉委員 それも本件の場合において繰り越したとしたら、その先どういう展開を想定され得るかの具体的なお答えを中心にしていただければ結構です。補助金制度をまた全部調べるのは。

●大内委員長 補助金というのはすごく難しいね、事業をやるときにもそれが一番ややこしいですね。

●上脇委員 この2つの事件で本当に繰り越しが法的にできたのか、できなかったのかの説明していただけるとわかりやすく、こっちも理解しやすくなるので、そこをお願いしたいと思うんですが。あとこの事件が起きたことで、要綱についてはこれは検査の体制をやっぱり変えていかんとということで要綱改正されてますよね、新旧対照表を出してという申し上げたんですが、それ以外で何か事件が起こったことで何か改善されたものってあるんですかね。

●大内委員長 今法規はないと、中野課長さんがおっしゃったけども、法規以外ですか。

●上脇委員 何か事件が起こったことでもう既に改善策をとられているんだったら、それがわかるものがあればと思ったんですけど、なければないで構いません。

●大内委員長 次回いつやったかな。

●上脇委員 16で……。

●元吉委員 11。

●上脇委員 あ、11日……。

●大内委員長 いや、16、4月16じゃないですか。

- 元吉委員 16です。16の10時、書いてますね。
- 上脇委員 4月16日の水曜日10時ですかね。
- 大内委員長 いや、時間はわからないから、1日空けてはおりますが、どんな予定になりますかね。
- 元吉委員 1日空けるなら10時はきついですね。10時に丹波ですね。
- 大内委員長 これ丹波市でやるんですわね。
- 上脇委員 丹波で。
- 大内委員長 次ね。だから、10時に丹波、きついな。
- 上脇委員 きついです。
- 大内委員長 いやきついけども、もうこの際一緒よ。
- 安田総務課長 その消防署の現場見られる予定というのを前聞いとったんですけど、どうされますかね。
- 大内委員長 まあ行くんですから、1回だけしか行かないわけじゃないけども、消防の結論も早く出さないといけないでしょうし、大分時間かかりますか。あ、そうか、どこで集合して、そしたらそれは……。
- 上脇委員 柏原。
- 大内委員長 柏原、とにかく柏原までは行きますか。
- 安田総務課長 今予定しておる会場ですと、消防署が途中にありますので、駅から公用車なりで送迎をさせていただく途中で寄っていただくということで時間はとれると思うんですが。
- 大内委員長 柏原で下車でよろしいですか。
- 安田総務課長 柏原駅でという予定なんですが。
- 上脇委員 特急ですよ、たしか、特急で。
- 大内委員長 ちょうど何時ごろにうまく着くやつ、私もう特急で行きますから。
- 元吉委員 に何時に着いとけばいいですか。
- 大内委員長 9時29分着がある。
- 上脇委員 途中だったら消防によるということですかね。
- 大内委員長 来れますか、元吉先生。
- 元吉委員 前泊しなくちゃいけない。着くとしてとりあえずいつですか。
- 大内委員長 尼崎8時ぐらい。

●上脇委員 僕は2時間ぐらいかかると思って出ますけど、1本乗り遅れたらもう最後です。

●大内委員長 1本乗りおくれたらもうアウトです。

●元吉委員 三宮が7時54分、尼崎乗りかえ、尼崎8時20分。

●大内委員長 やっぱ8時、尼崎からじゃ1時間ちょいですか。

●元吉委員 1時間7分。

●大内委員長 ああ本当、尼崎が8時に、きつい。

●上脇委員 地下鉄でこう行って乗りかえなんですよ。

●大内委員長 それしかないでしょう、その後言うたらまた大分かなり遅いでしょう。1時間後にはありました。

●上脇委員 1時間に1本ぐらいしかない。

●大内委員長 1時間に1本あればいいほうで、間はないですかね、お昼に。どうせ1日だったら、朝少しゆっくり目、後続くほうがいい。

●元吉委員 1時間遅れてあるのかな。

●大内委員長 それは、都合ばかり言うて、事務局のほうにお任せしますけれども、今のところはですか、9時……。

●元吉委員 1時間遅れありますよ、10時24分柏原着。

●大内委員長 どちらかですね。

●元吉委員 午前中にミーティングするとしたら、午前中に視察、そうでもない、お任せしますけど。

●大内委員長 消防署に寄って。

安藤先生、何かご希望があるんやったら今のうちに言うとかはって。

●安藤委員 いやいやどちらでも構わないです。

●大内委員長 いなかったら欠席。

●安田総務課長 早う来てもらって、帰ってもらう時間をゆっくりするほうがよいかなと思ってこの時間を前提はさせてもらってたんですが、どうです。

●大内委員長 何か早く帰らないといけないという方いらしたかな。

●元吉委員 朝はゆっくりのほうがいいかな。

●大内委員長 朝ゆっくりのほうがいいよ、いかがでございしますか。

●上脇委員 いやもう合わせる、僕はもう。

- 安藤委員 夕方戻ってこなきゃいけないというだけです。
- 元吉委員 あ、そうか、夕方どこに何時に戻ればいいですか。
- 安藤委員 大阪に6時半ごろ。
- 大内委員長 5時までもしませんわな、もう幾ら何でも、グロッキーになっちゃう。それは大丈夫でしょう。
- 上脇委員 1時間ずらしますか、そらもう、僕は10時からでも、11時からでも。
- 大内委員長 もう覚悟しましたらどちらでもいいです。私は前泊する必要はないから。
- 元吉委員 前泊するのは一緒ですから。
- 大内委員長 もうそしたらどちらかお任せ、そちらの後々の段取りのつけやすいようにしていただいたらいいです。
- 安田総務課長 それでは、よろしいですか、もう10時いうのを開議で、よろしいか。
- 大内委員長 10時から開議、9時29分着。
- 元吉委員 どっちにしろ私は前泊しないと、もう8時でも9時でもそれは。
- 安田総務課長 すみません、それでは10時から開催ということで予定させていただきますんで、よろしくお願いします。
- 大内委員長 柏原までお迎え来てくださるということですね。
そしたら、あとはどうしましょうか。
- 上脇委員 次回はどこまで行くかですか。水質のやつのでいくのか、いかないのか。
- 大内委員長 そうだ、これだけはちょっとお聞きして、いや水質の関係で今百条委員会でやってらっしゃるじゃないですか。記録もいただいたんですけど、証人も呼んで、その期日終わったんやったかな、もう終わってますよね。
- 安田総務課長 まだやってます、引き続いて。
- 大内委員長 まだ引き続いて。だから、そちらのほうはずっと進んではいるんですけども、そちらの兼ね合いといいますか、どんな感じですかね、同じことを私たちが同じようなことをしても、重複しても意味がないかなという気がしますんで、そちらの百条委員会の進捗状況をお聞きしたって、そら委員会次第なんだろうけども、どんな感じですかね。その成果というか、結果をある程度踏まえさせてもらってもよいのか、それでは8月とか9月とかおっしゃってるのに間に合いそうにないんだったら、またちょっと考えないといけない、どんなもんでしょうか。水質からやってらっしゃるでしょう、あそこ。
- 安田総務課長 そうですね。

●大内委員長 業者というのは検査業者とか、そんなんですか。

●中野事業監理課長 そうですね、検査業者と工事業者を召喚、呼ぶような話を。

●安田総務課長 4回目が28日、議会の最終日なんですが、それが終わり次第やるというようなことは聞いておったんですが、その後また4月にやられるようなので、4月いっぱいぐらいはそちらのほうにかかれるんじゃないかと思いますが。

●上脇委員 結果を見てからでもいいですかね。逆に言うと、それまでにやれることをやっておくと、水道関係の、今日もやったやつ、あと消防についても、議論できないかもしれませんが、再質問するのか、ちょっともう時間だということなんで、回答が返ってきてますので、その検討をしないといけませんし。

●大内委員長 回答をどんな形でするかなんです。こういうふうにしても、貴重な意見いっぱい出るんだけど、それをまとめるのはどうするのかということがあるんで、どうしますかね。この月1ペースではとても、まとめは別個にとらないと無理だけど、十分に話を尽くさないといけないしね。なかなか方法論でも大変ですね。

●上脇委員 水道のほうは一定の1回目の告訴事件のやつで、ある意味報告書が出て、改善策が出てんだけど、どうも協議のしているところによると、確かに検査のところの見直しというのは重要ですよ。そらそうなんだけど、そこだけでいいのかという気が何となく今日はしてるんですよ。そこを僕らのほうで提言できればいいんだろうと思うんですね。消防のほうは今のところ人事異動1件やっただけですから、果たしてそれでいいのか、そこをおそらく見ていって、改善策を僕らが言えるかどうかだと思うんですよ。

●大内委員長 仮にですよ、仮に消防なんかの場合に、上に立つ人の意識、コンプライアンスに対する意識が問題であるというふうな問題提起が仮にあるとすれば、そしたらそういうことに対して部下はどういうふう考えてるのかなということも知りたいけれども。なかなかコンプライアンス意識に対するアンケートというのは難しいんですね。

●上脇委員 単純にお一人だけの異動で職場が改善、いい方向に改善しているのかどうかを聞くのも一つだと思いますけどね。

●大内委員長 どんな方向で聞いたらいいですかね。

●上脇委員 パワハラ関係は本当になくなったと言えるのかね、その辺もありますよね。1人の異動だけで。

●大内委員長 それが異動された方だけのパワハラだったのか、その方はもっと例えば上からの承認じゃないけれども、何となく意向を受けてやってたのかというようなことまで

はなかなかわかりませんね。

●上脇委員 1人が異動して、その分は改善されたけど、いやまだ根本的な改善がないとするならば、不十分ということになりますよね。それを単純に聞くのも一つかなという気もしますけども。

●大内委員長 雰囲気が変わりましたかとか、職場の。ちょっとじゃ今ここであれだから、また方向というのを考えていただいたり……。

●上脇委員 回答が来てますから、それを僕らのほうでもう一回、今日はざっと見た感じだから、それを読み込んで、再質問する必要があるとすれば次回それをやるということでもいいと思うんですよね。多分これ今のままではだめなんだろうなという気がしますので。

●大内委員長 そしたら、もうそんなきちとした言葉にならなくてもいいですから、例えばこれこういうふうにアンケートから受けた印象とか、何でもいいですから、ざっとしたところ、感想でも、印象でも、あるいはそこからこんな問題点があるかもしれんとか、そんなことをざっとまとめて、メールでもいただけませんかしら。パソコン何とかかなりましたんで。それで、ちょっと事前に何か事務局のほうに、もし資料とか、あるいは方法論について打ち合わせぐらいさせていただいて次回に臨みたいと思いますので。読まれた感想なり、ご意見なり、簡単にまとめていただければと思います。どうでしょう。こういうところでよろしゅうございましょうか。じゃ次回はいよいよ丹波市のほうでさせていただくので、この人にこんな話聞きたいというのでもあれば、直接事務局のほうに言っていただいたらいいですけど、私のほうにもちょっとお聞かせいただいて、事務局のほうにメールでもお願いします。

じゃ今日はそういうことで、よろしゅうございましょうか。特にありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●大内委員長 それじゃ、どうも長時間ありがとうございました。

本日はこれで終了させていただきます。

わざわざお越しいただきましてありがとうございます。

午後2時08分 閉会